

とやまけんだい きしょうがいふくしけいかく
富山県第7期障害福祉計画
だい きしょうがいじふくしけいかく
(第3期障害児福祉計画)

素案（叩き台）

目 次

I	基本的理念等	1
1	目的及び趣旨	1
2	計画の位置付け	2
3	基本的理念	4
4	計画の期間	7
5	区域の設定	8
6	障害福祉サービス等及び障害児支援の体系	10
II	令和8年度の成果目標の設定と目標達成のための方策	14
1	福祉施設入所者の地域生活への移行	15
2	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	17
3	地域生活支援の充実	20
4	福祉施設から一般就労への移行等	22
5	障害児支援の提供体制の整備等	26
6	相談支援体制の充実・強化等	31
7	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築	33
III	各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量等（活動指標） の見込み及びその見込量の確保のための方策	34
IV	各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数	53
V	指定障害福祉サービス等に従事する者の確保及び資質の向上等のために講ずる措置	54
1	サービス提供にかかる人材の確保・養成	54
2	指定障害福祉サービス等の事業者に対する第三者の評価	56
VI	富山県の地域生活支援事業の実施に関する事項	57
1	専門性の高い相談支援事業	58
2	専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	62
3	専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	63
4	広域的な支援事業	64

5	各種人材の養成	66
6	その他	67
VII	その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための必要な事項	68
1	障害者等に対する虐待の防止	68
2	意思決定支援の促進	72
3	障害者の社会参加を支える取組み	73
4	障害を理由とする差別の解消の推進	74
5	障害者等の情報の取得利用・意思疎通の推進	76
6	障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における研修等の充実	77
7	安全確保に向けた取組み	78
VIII	計画の達成状況の点検及び評価	80
IX	障害保健福祉圏域別の数値目標等	81

I 基本的理念等

1 目的及び趣旨

近年、障害者を取り巻く環境は大きく変化しており、平成 25 年 6 月には、障害者基本法に謳われている差別の禁止の基本原則を具体化した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定されました。本県においても、すべての障害のある人が安心して暮らすことのできる社会を実現するため、障害を理由とする差別の解消についての基本理念や県と県民の責務、県の施策の基本事項等を定めた「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」が平成 26 年 12 月に制定され、法とともに平成 28 年 4 月に施行されました。

平成 28 年 5 月には障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法の一部を改正する法律が成立し、障害児支援の提供体制を整備し、円滑な実施を確保するため、都道府県に対して障害児福祉計画の作成が義務付けられるとともに、平成 30 年には自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援などのサービスや重度訪問介護、保育所等訪問支援の拡大、障害福祉サービス等の情報公表制度の施行が、令和 6 年には就労選択支援が新しいサービスとして追加されることとなっています。

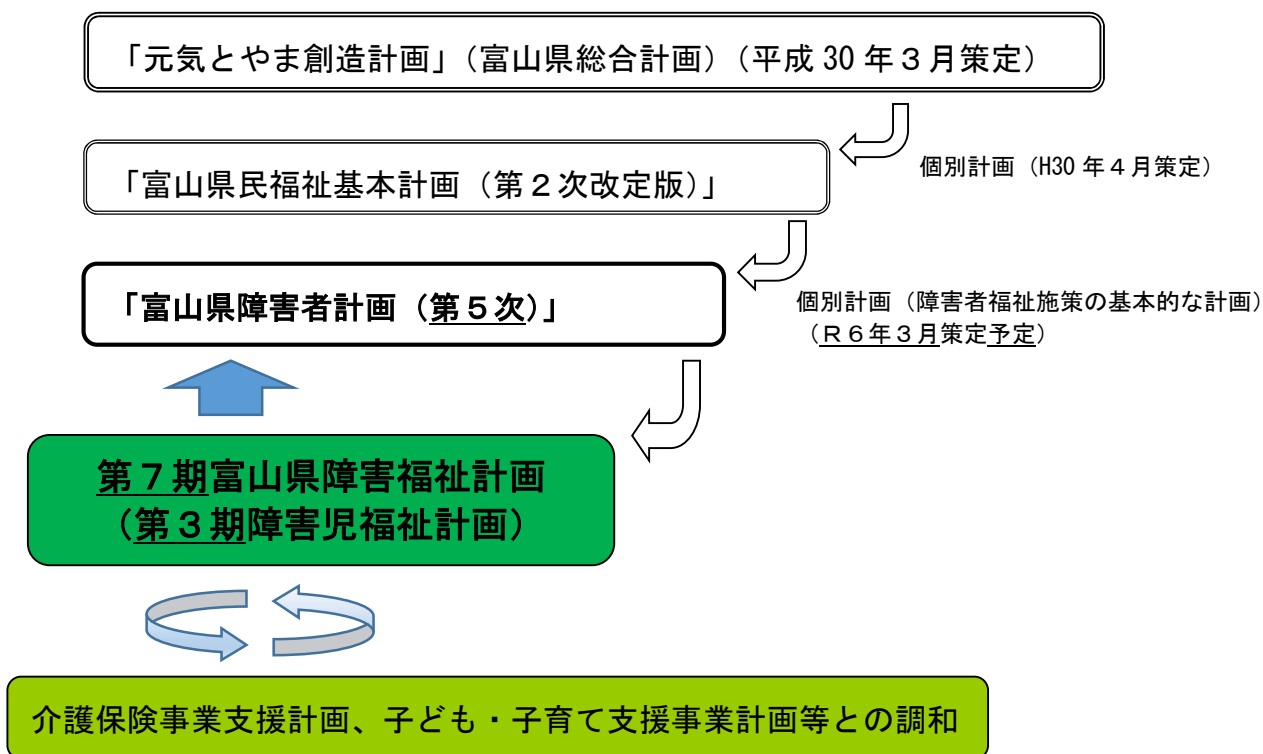
この富山県障害福祉計画及び障害児福祉計画（以下「本計画」という。）は、これらの法整備や諸状況の変化を踏まえ、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和 8 年度末の目標を設定するとともに、令和 6 年度から令和 8 年度までの障害福祉サービス等の必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策を定めることにより、障害福祉サービス等の提供体制の確保が計画的に図られるようにするものです。

2 計画の位置付け

本計画は、障害者総合支援法第 89 条第 1 項に基づく富山県の障害福祉計画及び児童福祉法第 33 条の 22 第 1 項に基づく障害児福祉計画であり、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 18 年厚生労働省告示第 395 号（最終改正令和 5 年こども家庭庁・厚生労働省告示第 1 号）、以下「国指針」という。）」に即して策定するものです。

また、県介護保険事業支援計画、県子ども・子育て支援事業計画等との調和を図るとともに、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）に基づき、障害者のための施策に関する基本的な計画として平成 31 年 3 月に策定した「富山県障害者計画」のうち、障害福祉サービス等の確保に関する実施計画としての位置付けを有するものです。

<計画の位置付け>



〈障害者計画との関係〉

障害者計画

障害者基本法第11条第2項

障害者のための施策に関する基本的な計画

中長期(本県は6年間)
(第5次計画:令和6年度~12年度)

富山県障害者計画

- 1 とやま型地域共生社会を実現する社会基盤・生活環境の整備
- 2 質の高い保健・医療体制の充実
- 3 個々のニーズに応じた福祉サービスの充実
- 4 個性を尊重し社会参加を促進する支援の充実

根拠条文

性格

計画期間

主な内容

障害福祉計画・障害児福祉計画

障害者総合支援法第89条第1項
児童福祉法第33条の22第1項

障害福祉サービス、障害児支援等の確保に関する計画

3年間
(第7期計画:令和6年度~8年度)

- 1 令和8年度の成果目標の設定と目標達成のための方策
 - ①福祉施設入所者の地域生活への移行
 - ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ③地域生活支援の充実
 - ④福祉施設から一般就労への移行等
 - ⑤障害児支援の提供体制の整備等
 - ⑥相談支援体制の充実・強化等
 - ⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築
- 2 各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量等(活動指標)の見込み及びその見込量の確保のための方策
- 3 各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数
- 4 指定障害福祉サービス等に従事する者の確保及び資質の向上等のために講ずる措置
- 5 富山県の地域生活支援事業の実施に関する事項
- 6 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための必要な事項

3 基本的理念

全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとする障害者基本法や、障害者等の日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを基本とする障害者総合支援法の理念、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならないとする児童福祉法の原理を踏まえ、次の点に配慮して計画を作成します。

(1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

すべての人が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し支え合い、地域の中で共に生きる「共生社会」を実現するため、障害者等の自己決定を尊重し、意思疎通手段の選択の機会の拡大等に配慮するとともに、その意思決定の支援に配慮します。

また、障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び相談支援並びに市町村及び県の地域生活支援事業及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

(2) 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

引き続き、サービスの実施主体である市町村を基本とし、身体障害者、知的障害者、精神障害者及び難病患者等であって18歳以上の者及び障害児を対象とする一元的なサービスの運営、充実を図り、市町村への適切な支援等を行うことにより、地域間で格差のある障害福祉サービスの均てん化を図ります。

また、発達障害者及び高次脳機能障害者については、従来から精神障害者に含まれるものとして障害者総合支援法に基づく給付の対象となっているところであり、引き続きその旨の周知を図ります。

さらに、難病患者等についても、引き続き障害者総合支援法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図るため、難病の患者に対する医療等に関する法

律（平成 26 年法律第 50 号）に基づき特定医療費の支給認定を行う県や難病患者等の相談に応じる難病相談支援センター、厚生センター・支所等において、それぞれの業務を通じて難病患者等本人に対して必要な情報提供を行う等の取組みにより、障害福祉サービスの活用を促進します。

（3）入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者の自立支援や、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現する観点から、福祉施設への入所や病院への入院から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、NPO等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービス）との連携、地域生活支援の拠点づくり等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

特に、入所等から地域生活への移行については、適切に意思決定支援を行いつつ地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することや親の高齢化が進み 8050 問題が懸念される中「親亡き後の支援」といった課題にも対応できるように、必要な障害福祉サービス等が提供される体制を整備する必要があり、地域生活への移行が可能となるようサービス提供体制を確保します。

また、地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活を希望する者に対する支援等を進めるために、市町村における地域生活支援拠点等の整備やその機能強化、基幹相談支援センターとの効果的な連携等が円滑に行われるよう支援します。

さらに、精神病床（病院の病床のうち、精神疾患を有する者を入院させるためのものをいう。以下同じ。）における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

（4）地域共生社会の実現に向けた取組み

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地

域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、市町村の包括的な支援体制の構築の推進に取り組み、市町村において地域生活課題の解決に資する包括的相談支援、多様な社会参加支援、地域づくりへの支援を一体的に提供する体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう支援します。

(5) 障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、県の適切な支援等を通じて引き続き障害児支援の均てん化を図ることにより、地域支援体制の構築を図ります。

また、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、障害児が障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

加えて、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（以下、「医療的ケア児」という。）が、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。

(6) 障害福祉人材の確保・定着

障害者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保・定着を図る必要があります。

専門性を高めるための研修や、多職種間の連携、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報を行うとともに、職員の処遇改善等による職場環境の整備や障害福祉現場におけるハラスメント対策、ICT・ロボットの導入による事務負担の軽減、業務の効率化等を関係者と協力して推進します。

(7) 障害者の社会参加を支える取組定着

障害者の地域における社会参加を促進するためには、文化・芸術活動や健康づくり、スポーツ等の分野を含め、地域でいきいきと安心して健康的に暮らすことができる社会を目指すことが重要であることから、障害者の多様なニーズを踏まえた支援を検討します。

また、合理的配慮の提供とそのための環境整備に留意しながら、障害者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障害者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

さらに、障害者等による情報の取得利用・意思疎通を推進するため、障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障害当事者によるICT活用等を促進します。

4 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

令和8年度を目標年度として位置づけ、その目標年度（令和8年度）の数値目標を設定し、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画を策定します。

5 区域の設定

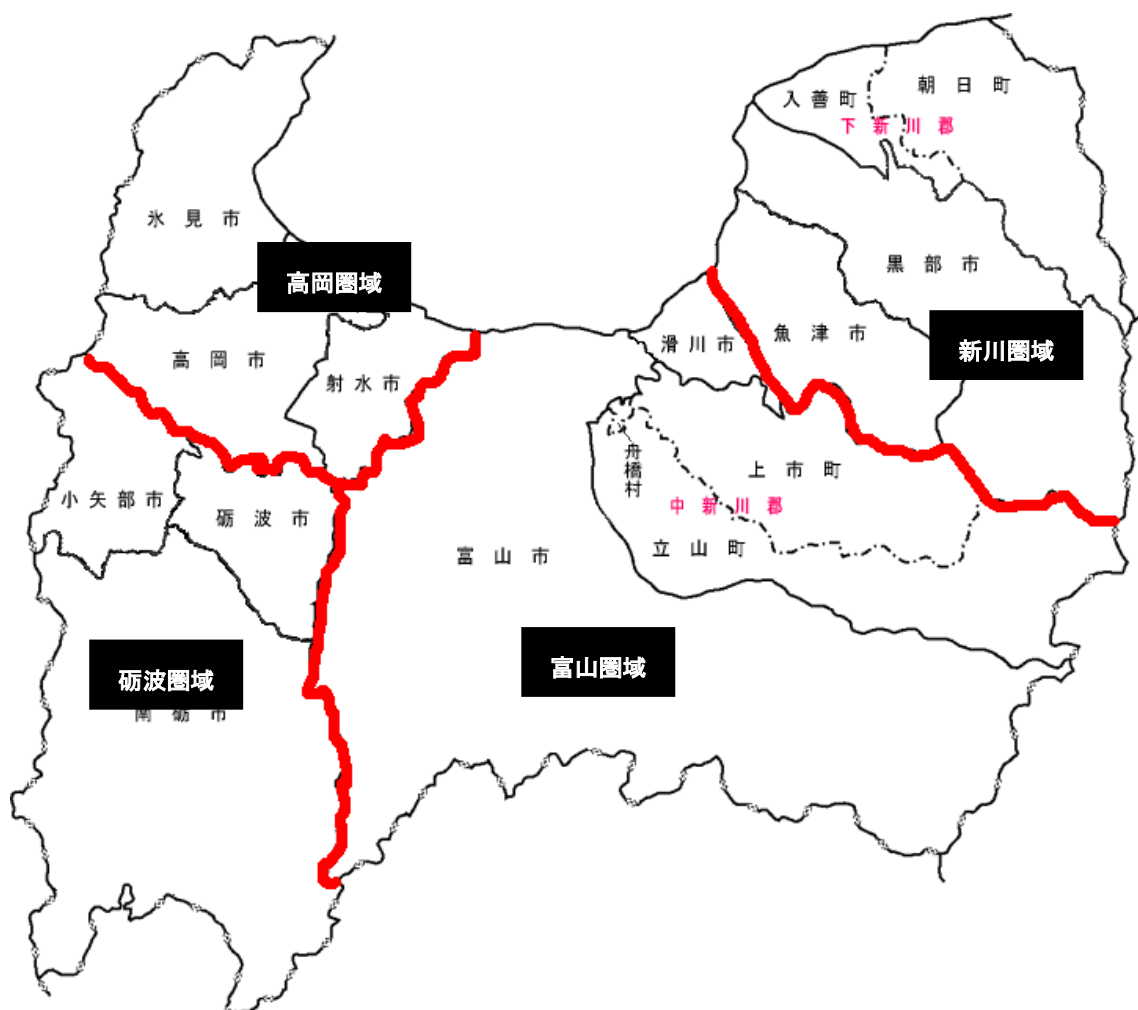
「富山県障害者計画（第5次）」で設定した障害保健福祉圏域と同一の4つの圏域（富山、高岡、新川、砺波）を設定し、障害者等の生活に密接に関わりを持つ保健、医療、福祉のサービスの連携や広域的なサービス体系の整備を推進します。

（単位：人）

圏域名	総人口	身体障害者	知的障害者	精神障害者	
		身体障害者手帳所持者数	療育手帳所持者数	精神障害者保健福祉手帳所持者数	公費負担通院患者数
富山圏域	484,278	21,651	4,020	4,457	7,552
高岡圏域	292,405	11,920	2,557	2,441	3,704
新川圏域	109,990	5,041	969	787	1,365
砺波圏域	120,440	5,239	1,182	1,025	1,670
県計	1,007,113	43,851	8,728	8,710	14,291

※令和5年3月31日現在（精神障害者の通院患者数については令和5年6月30日現在）

※総人口は令和5年9月1日現在



また、県内には、地域における障害者への支援体制に関する課題についての情報を共有し、実情に応じた体制の整備等について協議を行う地域自立支援協議会が市町村又は圏域を単位として7箇所設置されています。

地域自立支援協議会による地域課題解決のための取組みに対して引き続き、支援を行います。

<地域自立支援協議会の状況>

圏域	協議会名	構成市町村
新川	新川地域自立支援協議会	魚津市、黒部市、入善町、朝日町
富山	滑川・中新川障害者地域自立支援協議会	滑川市、舟橋村、上市町、立山町
	富山市障害者自立支援協議会	富山市
高岡	射水市障がい者総合支援協議会	射水市
	高岡市地域共生社会推進協議会	高岡市
	氷見市地域自立支援協議会	氷見市
砺波	砺波地域障害者自立支援協議会	砺波市、小矢部市、南砺市

6 障害福祉サービス等及び障害児支援の体系

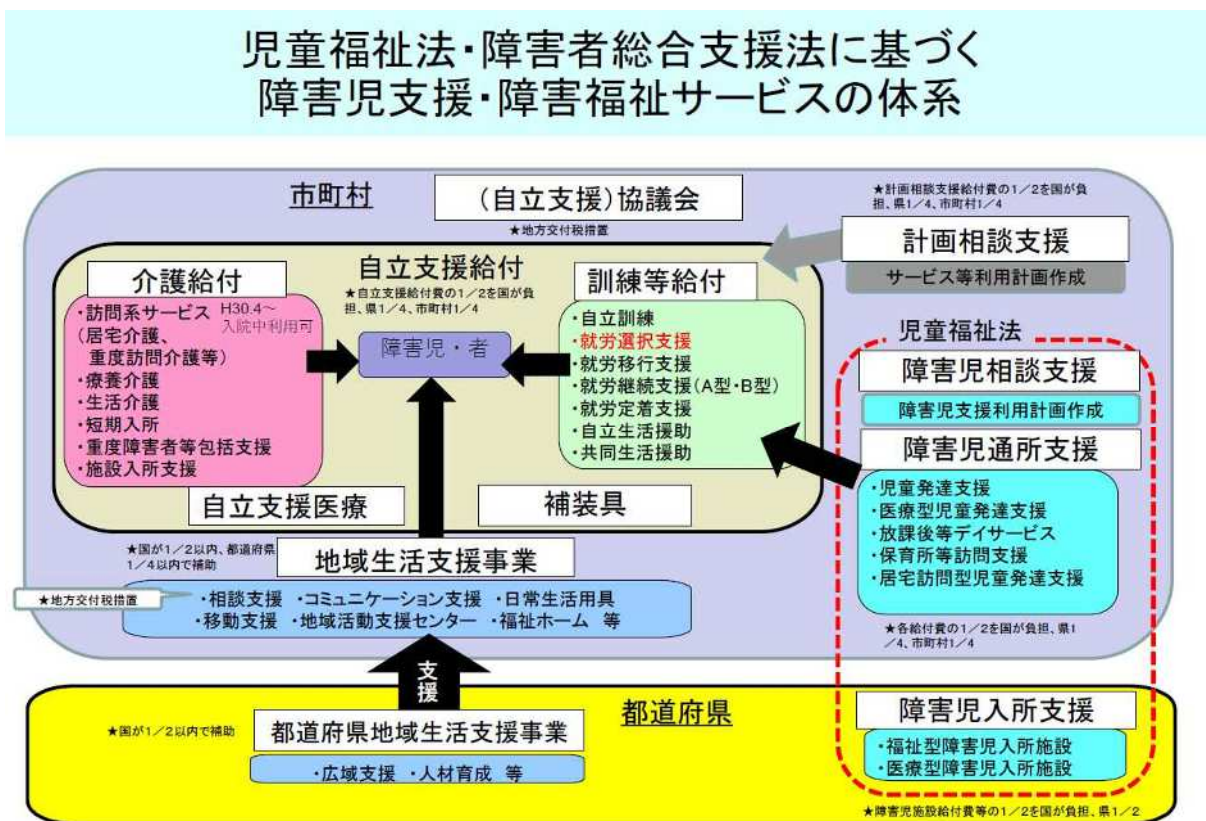
【障害者総合支援法による総合的な自立支援システムの全体像】

障害福祉サービス等は、個々の障害のある人々の障害の程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

【児童福祉法による障害児支援の全体像】

児童福祉法に基づく障害児支援は、市町村が実施する「障害児通所支援（児童発達支援等）」と、都道府県が実施する「障害児入所支援」に大別されます。

<障害福祉サービス・障害児支援の体系>

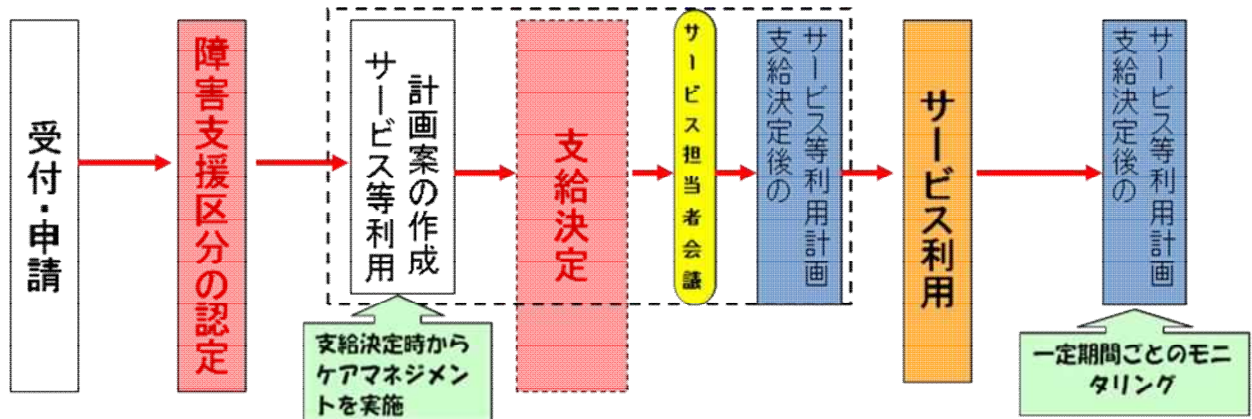


(出典：厚生労働省の図を加筆修正)

【サービス支給決定の流れ】

市町村は、省令で必要と定められている場合には、指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案の提出を求め、これを勘案して支給決定を行います。また、支給決定後のサービス等利用計画の作成、及びサービス開始後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）について、計画相談支援給付費を支給します。

障害児についても、児童福祉法に基づき、市町村が指定する指定障害児相談支援事業者が、通所サービスの利用に係る障害児支援利用計画（障害者のサービス等利用計画に相当）を作成します。障害児の居宅介護等の居宅サービスについては、障害者総合支援法に基づき、「指定特定相談支援事業者」がサービス等利用計画を作成します。（障害児に係る計画は、同一事業者が一体的（通所・居宅）に作成）



【指定障害福祉サービスの種類と内容】

介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴、排せつ、食事の介護等の実施	訪問系サ
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であって常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に実施	
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援の実施	
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援の実施	
	重度障害者等包括支援	介護の必要の程度が著しく高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に実施	
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等の実施	日中活動系サ
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話の実施	
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会の提供	
訓練等給付	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等の実施	サ 居住系
	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練の実施	
	就労選択支援	障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用した支援の実施	日中活動系サ
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練の実施	
	就労継続支援 (A型＝雇用型) (B型＝非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練の実施	
	就労定着支援	福祉施設から一般就労へ移行した人に、就労に伴う生活面の課題解決のための連絡調整や指導、助言の実施	
	自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する人に、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うための、定期的な居宅訪問や随時の対応による支援の実施	
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等や、相談や日常生活上の援助の実施		

【障害児支援の種類と内容】

障害児通所支援	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜の供与及び治療	実施主体 市町村
	放課後等デイサービス	学校授業終了後又は休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与	
	保育所等訪問支援	障害児が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与	
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供	
児童発達支援センター	施設の有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設		
障害児入所支援	福祉型障害児入所施設	保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与	実施主体 都道府県
	医療型障害児入所施設	保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療	

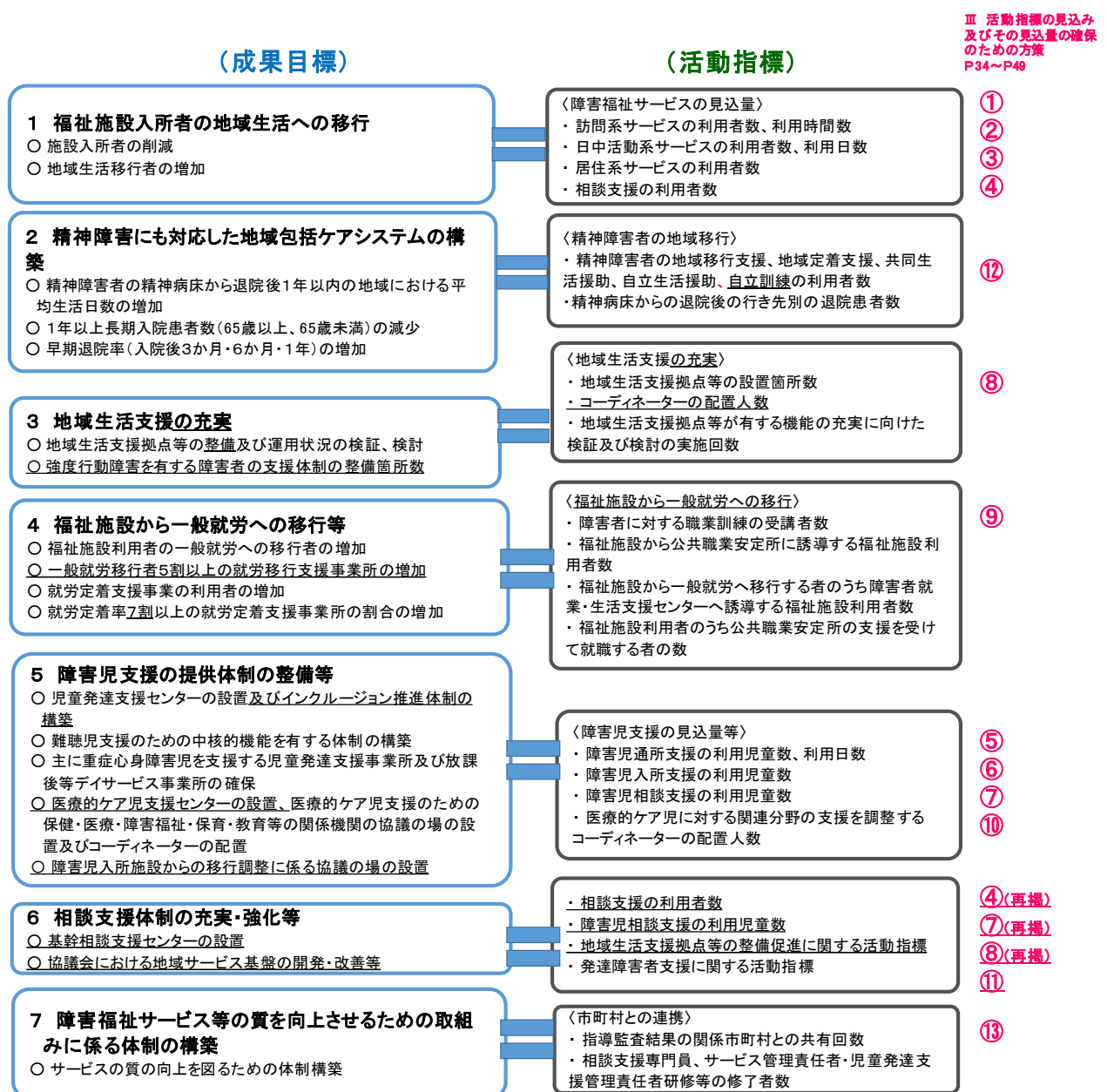
【相談支援サービスの種類と内容】

計画相談支援	サービス利用支援	障害者の心身の状況や環境を勘案し、利用するサービスの内容を定めたサービス等利用計画を作成	障害者総合支援法
	継続サービス利用支援	サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、計画の見直しや変更を行う	
地域相談支援	地域移行支援	施設に入所している障害者または精神科病院に入院している精神障害者を対象に、住居の確保その他の地域に移行するための活動に関する助言を行う	
	地域定着支援	地域で一人暮らしをしている障害者と常時の連絡体制を確保し、緊急時の相談等を行う	
障害児相談支援	障害児支援利用援助	障害児の心身の状況や環境を勘案し、利用するサービスの内容を定めた障害児支援利用計画を作成	児童福祉法
	継続障害児支援利用援助	障害児支援利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、計画の見直しや変更を行う	

II 令和8年度の成果目標の設定と目標達成のための方策

障害者等の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、令和8年度を目標年度として、各市町村により設定された目標値を踏まえて、次に掲げる事項について成果目標を設定します。また、これらの成果目標を達成するため、労働部局との連携に関する事項や、後述する障害福祉サービスの見込み量等について活動指標を設定します。

〈成果目標と活動指標の関係〉



II 活動指標の見込み及びその見込量の確保のための方策
P34~P49

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

【現状及び目標設定の考え方】

本県の令和5年度末の地域生活への移行者数は、令和元年度末時点の施設入所者数の【調整中】と、国指針（第6期：6%以上）を【調整中】見込みです。一方、施設入所者の削減数については、【調整中】と、国指針（第6期：1.6%以上）を【調整中】見込みです。

今回、国指針では、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行するとともに、令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とするとされています。

第7期計画においては、国指針を踏まえつつ、現在の利用者の実態、過去の実績等を考慮し、【調整中】が地域生活へ移行するとともに、令和8年度末の施設入所者数についても、【調整中】の減少を見込みます。

【成果目標】

項目	第6期 目標値	R5 実績見込	目標値	考え方
令和4年度末時点の施設入所者数(A)	1,333人 <small>※令和元年度末 時点</small>	/	1,306人 (基準値)	福祉施設※1に入所している障害者
令和8年度末の施設入所者数(B)	1,297人 <small>※令和5年度末 の目標</small>		集計中	調整中
【成果目標】 入所者減少見込数 (A-B)	36人	集計中	調整中	令和8年度末段階での 減少見込数
【成果目標】 地域生活移行者数	71人	集計中	調整中	(A)のうち、令和8 年度末までに地域生活 へ移行※2する者の数

※1 障害者支援施設

※2 住まいの場を施設からグループホーム、公営住宅等へ移すこと

【国指針】福祉施設の入所者の地域生活への移行

<成果目標>

○ **入所者減少数**

令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点から5%以上削減することを基本とする。

○ **地域生活移行者数**

令和8年度末において令和4年度末時点の施設入所者の6%以上が移行することを基本とする。

【目標達成のための方策】

生
種
型
も
山
ハ
業
地
行

成
責
主
と
富
レ
事
、
重
め

【調整中】

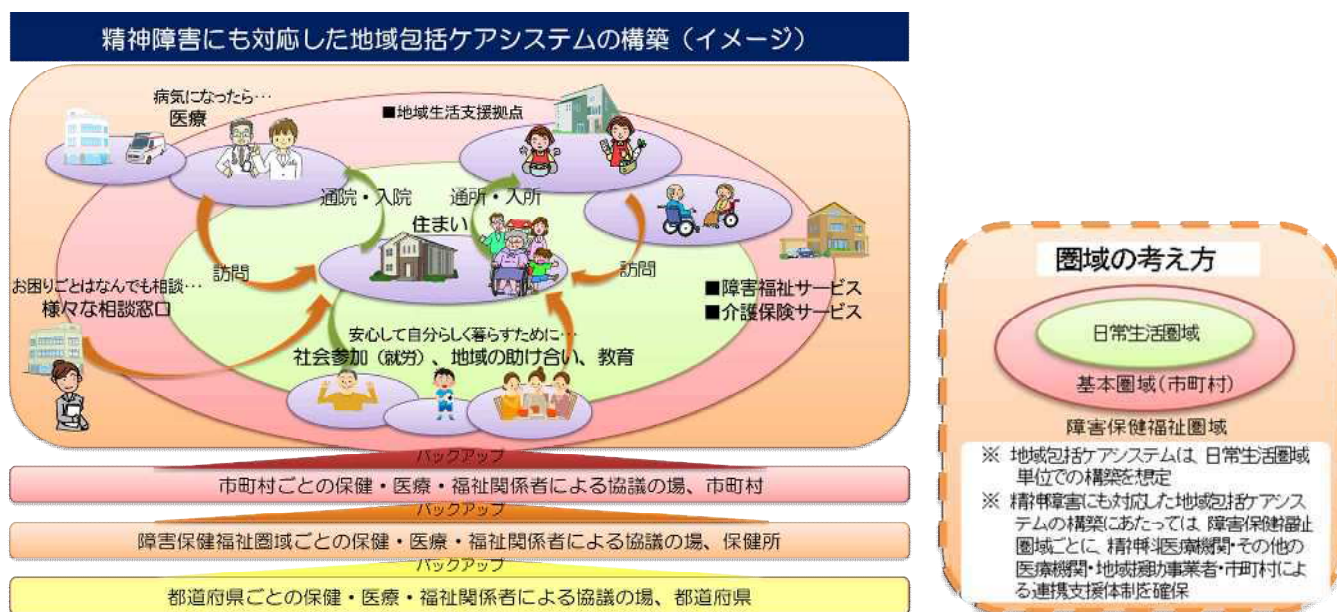
るため、地域工務支援拠点等の整備を推進してまいります。

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【現状及び目標設定の考え方】

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるように、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「地域包括ケアシステム」を構築していくことが重要です。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要です。



（出典：厚生労働省資料）

県では、今後も引き続き入院者に対する退院意欲の喚起や地域生活を支えるためのサービスの充実等により地域生活への移行を進めていくこととしており、地域における平均生活日数の目標値については、国指針に即して、令和8年度末時点における平均生活日数を 325.3 日以上 とすることを目指します。また、国指針に示される式に基づき、令和8年度末時点の65歳以上の1年以上長期入院患者数の目標値を【調整中】、65歳未満の1年以上長期入院患者数の目標値を【調整中】とします。さらに令和8年度末の基盤整備量※（サービス利用者数）を598人とし、これを勘案して各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込みを設定します。退院率の目標値については、国指針に即し

て、令和8年度末時点における入院3箇月時点の退院率を68.9%以上、入院後6箇月時点の退院率84.5%以上、入院後1年時点の退院率を91%以上とすることを目指します。

※基盤整備量

【調整中】

【成果目標】

項目	基準	目標値	(参考) 第6期 目標値	考え方
精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	H30 323日	<u>325.3日</u> 以上	<u>316日</u> 以上	精神病床からの退院者(入院後1年以内に限る)の退院日から1年間の地域平均生活日数の合算/精神病床からの退院者(入院後1年以内に限る)総数
1年以上長期入院患者数(65歳以上)	R4 1,266人	【調整中】	<u>771人</u>	6月末時点における入院期間が1年以上である者のうち、65歳以上の者の数
1年以上長期入院患者数(65歳未満)	R4 646人	【調整中】	<u>552人</u>	6月末時点における入院期間が1年以上である者のうち、65歳未満の者の数
入院後3箇月時点の退院率	H29 61%	<u>68.9%</u> 以上	<u>69%</u> 以上	ある月に入院した者のうち当該ある月から起算して3箇月以内に退院した者の割合
入院後6箇月時点の退院率	H29 73%	<u>84.5%</u> 以上	<u>86%</u> 以上	ある月に入院した者のうち当該ある月から起算して6箇月以内に退院した者の割合
入院後1年時点の退院率	H29 80%	<u>91%</u> 以上	<u>92%</u> 以上	ある月に入院した者のうち当該ある月から起算して1年以内に退院した者の割合

3 地域生活支援の充実

【現状及び目標設定の考え方】

障害者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行や定着、就労支援といった課題に対応した居住支援機能（グループホーム、障害者支援施設）に地域支援機能（ショートステイ、コーディネーターの配置等）を集約・付加した拠点（地域生活支援拠点）、もしくはこれらの機能を地域の複数機関が分担して担う面的な体制を整え、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムの実現が求められています。

【成果目標】

項目	第6期 目標値	R5 実績見込	目標値	考え方
地域生活支援拠点 の整備箇所数	7箇所	6箇所	7箇所	令和8年度末までに各地域 自立支援協議会で少なくと も1箇所
強度行動障害を有 する障害者の支援 体制の整備箇所数			7箇所	令和8年度末までに各地域 自立支援協議会で少なくと も1箇所

なお、地域生活支援拠点等については、その機能の充実のため、コーディネーターや担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討し、その機能を充実させていくことを目指します。

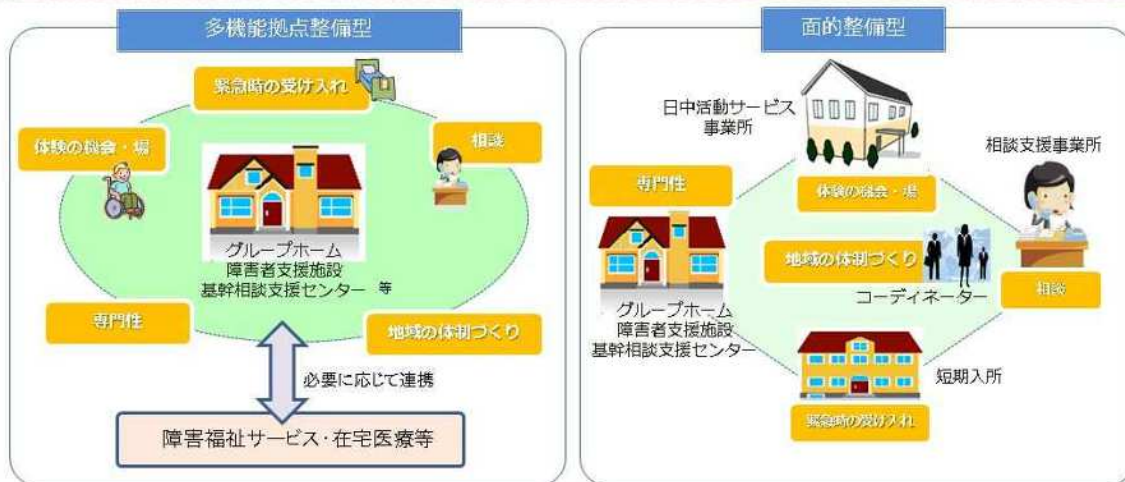
また、強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実を図るために、市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制を整備します。

地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の实情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

● 地域生活支援拠点等の整備手法(イメージ) ※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の实情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



(出典 厚生労働省 障害保健福祉関係主管課長会議資料)

【国指針】地域生活支援の充実

<成果目標>

○ 地域生活支援拠点等の整備

令和8年度末までの間に、各市町村（複数市町村による共同整備を含む。）に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、コーディネーターや担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討し、その機能を充実年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

○ 強度行動障害を有する障害者の支援体制の整備

令和8年度末までの間に、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

【目標達成のための方策】

【調整中】

4 福祉施設から一般就労への移行等

【現状及び目標設定の考え方】

福祉施設から一般就労への移行については、第6期計画において、令和5年度は年間170人が一般就労に移行することを目標としましたが、社会情勢の影響等もあり、令和3年度は年間123人の実績となっています。

今回、国指針では、令和8年度中に福祉施設から一般就労する者等の数値目標として、令和3年度末時点の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とするとされています。このうち、就労移行支援事業については、1.31倍以上、就労継続支援A型事業については、概ね1.29倍以上、就労継続支援B型事業については、概ね1.28倍以上を目指すことなどとされています。

第7期計画では、就労支援に係る施策の一層の充実を図るとともに、過去の実績も踏まえ、令和3年度に福祉施設から一般就労した人数（123人）の【調整中】以上が令和8年度中に一般就労すること、さらに事業所ごとの実績の確保向上の観点から、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指します。

また、障害者の一般就労への定着も重要であることから、令和8年度において、令和3年度の就労定着支援事業の利用者数の【調整中】以上とすること、また、就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所が就労定着支援事業所全体の2割5分以上となることを目指します。

加えて、地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、自立支援協議会の就労支援部会（圏域ネットワーク会議）等の取り組みをさらに進めることを目標とします。

【成果目標】

項目	第6期 計画値	R3実績	目標値	考え方
一般就労移行者数 (年間)(A)	170人	123人	調整中	令和8年度において福祉施設※3を退所し、一般就労※4する人の数
就労移行支援事業 の利用者の一般就 労への移行 (Aの内数)	70人	56人	調整中	就労移行支援事業の利用者のうち、一般就労への移行者数の見込み
一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合			50%	一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合
就労継続支援A型事業の利用者の一般就労への移行 (Aの内数)	61人	51人	調整中	就労継続支援A型事業の利用者のうち、一般就労への移行者数の見込み
就労継続支援B型事業の利用者の一般就労への移行 (Aの内数)	35人	12人	調整中	就労継続支援B型事業の利用者のうち、一般就労への移行者数の見込み
就労定着支援事業の利用者数		集計中	調整中	就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者のうち、就労定着支援事業の利用者の割合
就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合		50%	25%	就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の就労定着支援事業所全体に占める割合

※3 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型

※4 企業等に就職した者（就労継続支援A型の利用者となった者を除く）、在宅就労した者、自ら起業した者

【国指針】福祉施設から一般就労への移行等

<成果目標>

○ 一般就労移行者数（※）

令和8年度中に一般就労へ移行する者の目標値として、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。

○ 就労移行支援事業における一般就労への移行（（※）の内数）

令和8年度中に一般就労へ移行する者の目標値として、令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本とする。

○ 一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合

令和8年度における就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。

○ 就労継続支援A型事業における一般就労への移行（（※）の内数）

令和8年度中に一般就労へ移行する者の目標値として、令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.29倍以上とすることを目指すこととする。

○ 就労継続支援B型事業における一般就労への移行（（※）の内数）

令和8年度中に一般就労へ移行する者の目標値として、令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.28倍以上とすることを目指すこととする。

○ 就労定着支援事業の利用者数

令和8年度中に就労定着支援事業の利用者数の目標値として、令和3年度の就労定着支援事業の利用者数実績の1.41倍以上とすることを基本とする。

○ 就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合

令和8年度における就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所が就労定着支援事業所全体の2割5分以上とすることを基本とする。

○ 地域の就労支援のネットワークの強化、協議会を活用した関係機関の連携支援体制の構築

地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉党の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会（圏域ネットワーク会議））等をつけて取り組みを進めることを基本とする。

【目標達成のための方策】

【調整中】

就労支援ネットワーク会議を開催することにも、高等特別支援学校に特別支援学

【調整中】

に方める守、一層の建物を凶りより。

5 障害児支援の提供体制の整備等

【現状及び目標設定の考え方】

障害のある子どもの能力や可能性を最大限に伸ばすためには、保健、医療、障害福祉、保育、教育、労働等各分野の連携のもと、一人ひとりのニーズや障害の特性に応じてきめ細かな支援を行い、乳幼児期から成人期まで一貫して計画的に教育や療育を行うことが重要です。

こうしたことから、国の指針を踏まえ、以下の①から⑤のとおり目標を設定し、障害児支援の体制の整備を進めます。

① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

児童発達支援センターを、地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を果たす機関として位置づけたうえで、重層的な地域支援体制の構築を目指すため、児童発達支援センターを県内4圏域に1箇所以上設置します。

また、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、児童発達支援センター等による保育所等訪問支援の充実に努めます。

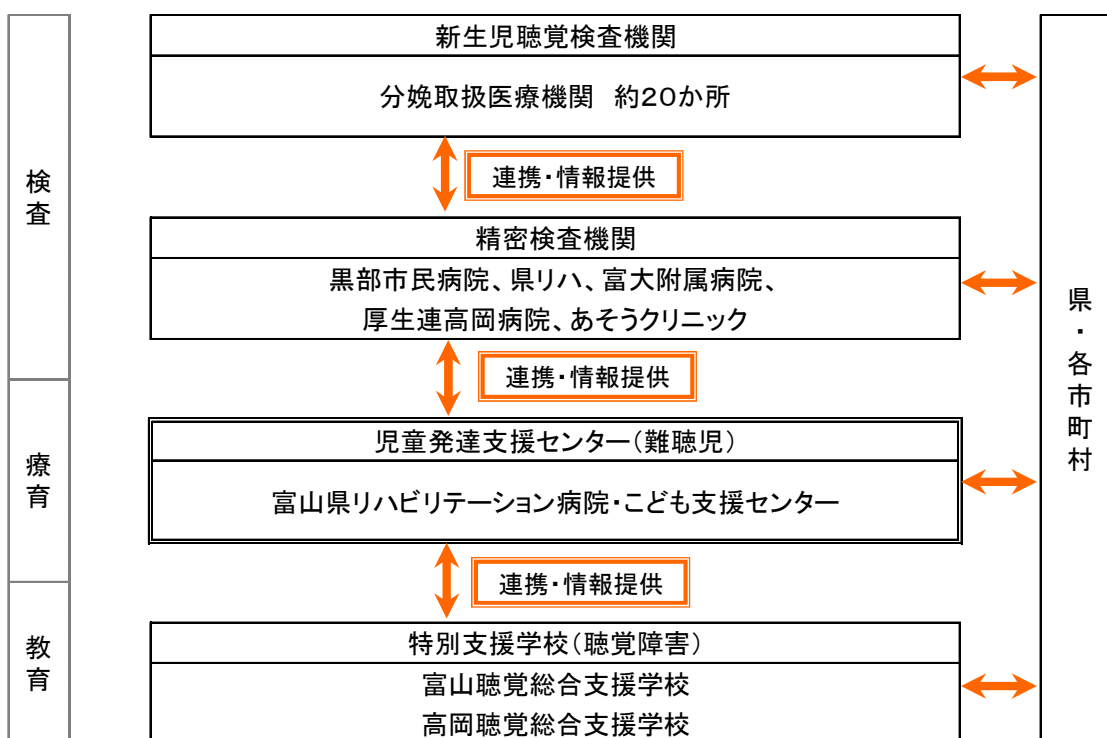
【成果目標】

項目	R5実績見込	成果目標	考え方
児童発達支援センターの設置数	5箇所 (4圏域)	<u>5箇所</u> (4圏域)	児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置する。(市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置可)
<u>インクルージョン推進体制の構築</u>	15市町村	15市町村	全ての市町村における保育所等訪問支援等を活用しながら <u>インクルージョンを推進する体制の構築</u>

② 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築

聴覚障害児を含む難聴児が適切な支援を受けられるように、児童発達支援センター（難聴児）を中心に、新生児聴覚検査機関・精密検査機関や特別支援学校（聴覚障害）等が連携した難聴児支援のため体制の充実に努めます。

関係機関の連携体制(概要)



【成果目標】

令和8年度末までに、県内において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等の連携強化を図る等、難聴児の支援のための中核的機能を有する体制を確保します。

③ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を県内4圏域に15箇所以上、放課後等デイサービス事業所を県内4圏域に12箇所以上確保します。

【成果目標】

項目	R5実績見込	成果目標	考え方
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	3圏域 (6箇所)	4圏域 (15箇所以上)	令和8年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各圏域に1箇所以上確保
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	3圏域 (10箇所)	4圏域 (15箇所以上)	

④ 医療的ケア児支援センターの設置、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

本県では、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、富山県リハビリテーション病院・子ども支援センター内に「富山県医療的ケア児等支援センター」を開設しています。専任の医療的ケア児等の支援を総合調整する医療的ケア児等コーディネーターを配置し、医療的ケア児等及びその家族に対する相談支援のほか、支援人材の育成、地域における支援体制整備等に取り組んでいます。また、引き続き、県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場において、随時協議を行うとともに、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置し、多分野にまたがる支援を行います。

【成果目標】

項目	R5実績見込	成果目標	考え方
県での設置	1箇所	1箇所	医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、引き続き、県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場において、随時協議を開催する（県に1箇所、圏域に1箇所、各市町村に1箇所）。
圏域での設置	4圏域	4圏域	
市町村での設置	15市町村	15市町村	

医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置	1 箇所	1 箇所	県への配置を見込む
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	16 箇所	16 箇所	県及び各市町村への配置を見込む

⑤ 障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置

障害児入所施設に入所している児童が 18 歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、関係機関と連携し体制整備に努めます。

【成果目標】

令和 8 年度末までに、関係機関から構成する、移行調整に係る協議の場を設置します。

【国指針】障害児支援の提供体制の整備等

<成果目標>

○ 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及びインクルージョン推進体制の構築

令和 8 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも 1 箇所以上設置することを基本とする。

児童発達支援センターや障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援を活用しながら、すべての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。

○ 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築

令和 8 年度末までに、各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等を活用し、難聴児支援のための中核的機能を果たす体制を確保すること及び新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組を進めることを基本とする。

○ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

令和 8 年度末までに、各市町村又は各圏域に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を 1 箇所以上整備することを基本とする。

○ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

令和 8 年度末までに各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置すること、県、各圏域及び市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

○ 障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置

障害児入所施設に入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、令和8年度末までに各都道府県において、移行調整に係る協議の場を設置することを基本とする。

【目標達成のための方策】

【調整中】

6 相談支援体制の充実・強化等

【現状及び目標設定の考え方】

指定特定相談支援事業所や指定障害児相談支援事業所は、計画相談支援の対象が原則障害福祉サービスを対象とするすべての利用者へ拡大したことに伴い、事業所数や従業者数が増加してきていることから、これらの事業所へのバックアップを含め相談支援体制を充実・強化するなど、市町村又は圏域において相談支援体制の更なる充実に向けた取組みが求められています。

そのため、令和8年度末までに、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保できるように支援します。

【成果目標】

項目	第6期計画値	R5実績見込	目標値	考え方
基幹相談支援センターの設置箇所数		集計中	7箇所	令和8年度末までに各地域自立支援協議会で少なくとも1箇所

【国指針】相談支援体制の充実・強化等

<成果目標>

令和8年度末までに、各市町村（複数市町村による共同設置も含む。）において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

なお、基幹相談支援センターを設置するまでの間においても、各市町村において地域の相談支援体制の強化に努め、また、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

【目標達成のための方策】

【調整中】

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築

【現状及び目標設定の考え方】

障害福祉サービス等が多様化し、事業者の参入も増えている中、利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等を提供することが重要です。

そのためには、県や市町村が障害者等が障害福祉サービス等の利用状況を把握し、真に必要なとする障害福祉サービス等が提供できているかの検証、相談支援専門員やサービス管理責任者等の計画的な養成、意思決定支援に関する研修の推進など、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制を構築していく必要があります。

【成果目標】

令和8年度末までに、サービスの質を向上させるための取組みに係る体制を構築するため、障害福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果を年1回以上全市町村と共有する機会を設けるほか、相談支援専門員やサービス管理責任者等の計画的な養成や意思決定支援に関する研修の推進に努めます。

【国指針】障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築 ＜成果目標＞

令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

【目標達成のための方策】

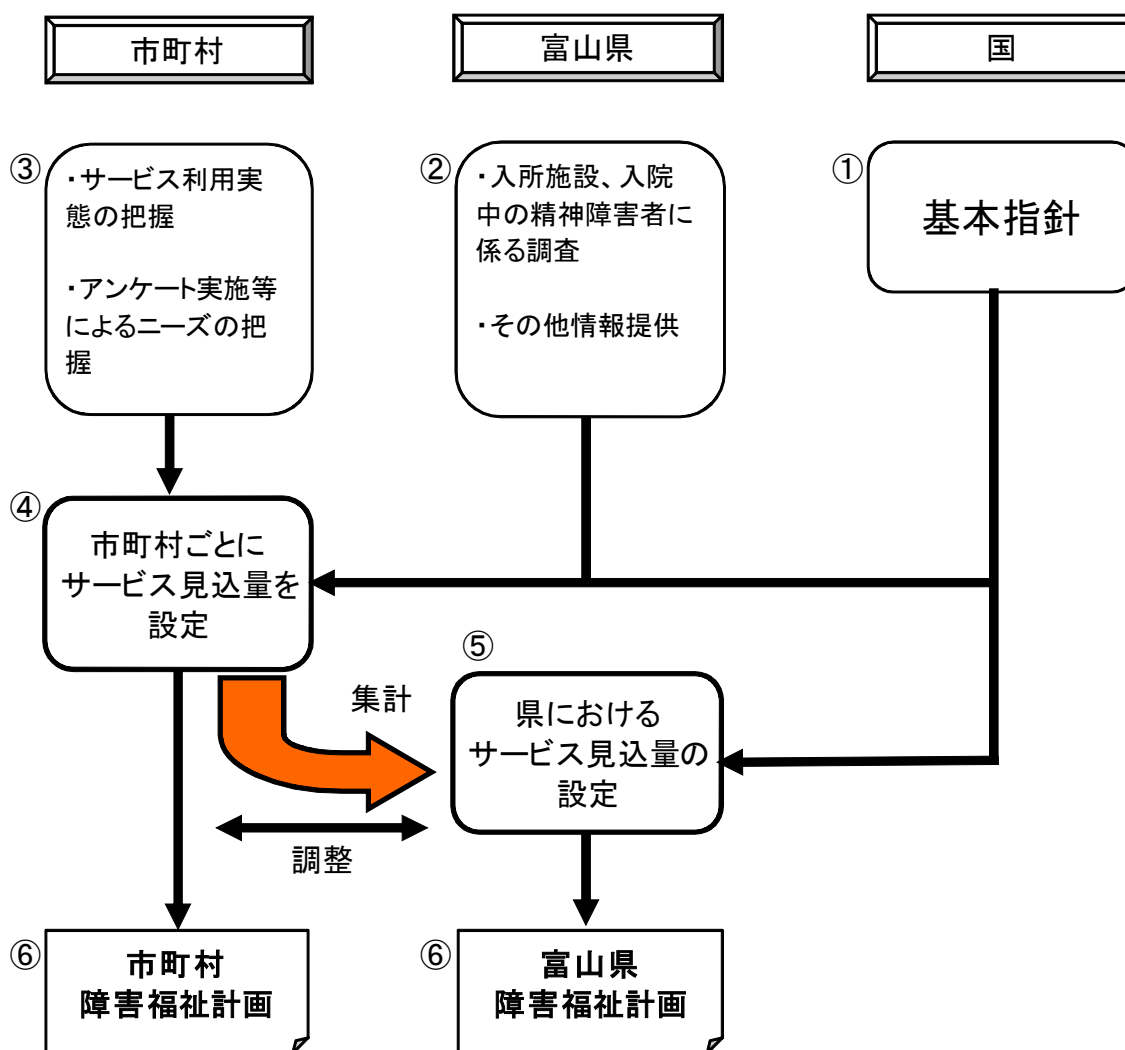
【調整中】

Ⅲ 各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量等（活動指標）の見込み及びその見込量の確保のための方策

各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み

原則として、市町村障害福祉計画における見込み量を積上げたものを基本としながら、各サービスの必要量を見込んでいます。

【見込み量算定イメージ】



① 訪問系サービス

訪問系サービスについては、原則として、市町村障害福祉計画における見込み量を積み上げたものを基本としながら、必要量を見込んでいます。

なお、同行援護については、地域生活支援事業（移動支援事業に限る。）の利用者のうち、重度の視覚障害者数を勘案して利用者数及び見込み量を定めています。

〔各年度の見込量（1か月当たりの見込量）〕

区 分	単 位		R3年度	R4年度	R5年度	R3年度	R4年度	R5年度
			(実績)	(実績)	(実績見込)			
居宅介護	利用者数	人	767	717	【集計中】			
	利用量	時間分	10,364	9,172				
重度訪問介護	利用者数	人	22	25				
	利用量	時間分	8,355	8,441				
同行援護	利用者数	人	81	92				
	利用量	時間分	993	1,413				
行動援護	利用者数	人	55	65				
	利用量	時間分	1,052	1,155				
重度障害者等 包括支援	利用者数	人	0	0				

【見込量確保のための方策等】

【調整中】

【調整中】

② 日中活動系サービス

日中活動系サービスについては、原則として、市町村障害福祉計画における見込み量を積み上げたものを基本としながら、必要量を見込んでいます。

〔各年度の見込量（1か月当たりの見込量）〕

※「人日分」：月間の利用人員×平均利用日数

区 分	単 位		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
			(実績)	(実績)	(実績見込)			
生活介護	利用者数	人	2,540	2,545	4	【集計中】		
	利用量	人日分	50,586	51,127				
(うち重度障害者に係る見込量)	利用者数	人	＝	＝				
自立訓練 (機能訓練)	利用者数	人	11	11				
	利用量	人日分	145	170				
就労選択支援	利用者数	人	＝	＝				
	利用量	人日分	＝	＝				
自立訓練 (生活訓練)	利用者数	人	61	76				
	利用量	人日分	844	1,150				
就労移行支援	利用者数	人	1242	148				
	利用量	人日分	1,985	2,275				
就労継続支援 (A型)	利用者数	人	1,328	1,318				
	利用量	人日分	26,789	26,764	2			
就労継続支援 (B型)	利用者数	人	2,391	2,518				
	利用量	人日分	42,863	46,056	4			
就労定着支援	利用者数	人	60	54				
療養介護	利用者数	人	291	291				
短期入所 (福祉型、医療型)	利用者数	人	189	187				
	利用量	人日分	1,076	942				
(うち重度障害者に係る見込量)	利用者数	人	＝	＝				

【見込量確保のための方策等】

【調整中】

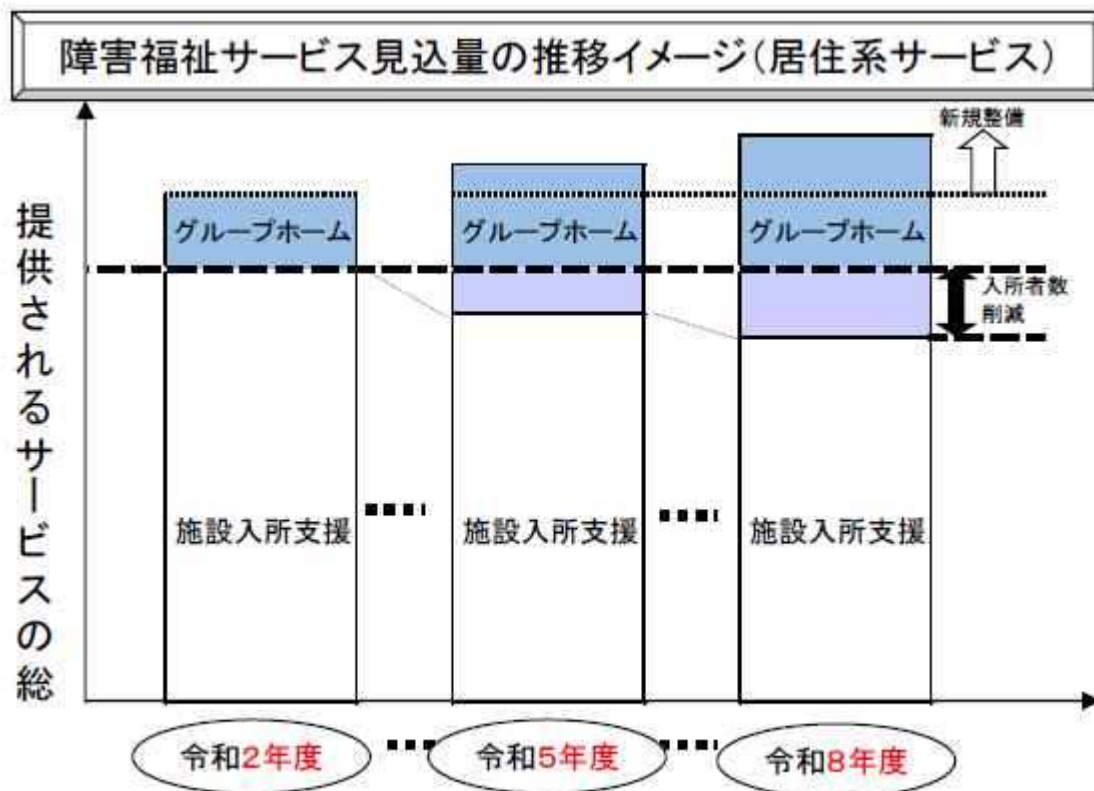
③ 居住系サービス

居住系サービスについては、原則として、市町村障害福祉計画における見込み量を積み上げたものを基本としながら、必要量を見込んでいます。

〔各年度の見込み量（1か月当たりの見込み量）〕

区 分	単 位		R3 年度 (実績)	R4 年度 (実績)	R5 年度 (実績見込)	R6 年度	R7 年度	R8 年度
	施設入所支援	利用者数	人	1,321	1,303	【集計中】		
自立生活援助	利用者数	人	0	0				
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数	人	992	1,028				
(うち重度障害者 に係る見込量)	利用者数	人	二	二				

【サービス見込み量のイメージ】



※上記の図は単純化して例示したものであり、実際の推移とは異なる

【見込量確保のための方策等】

-
-
-

<p>【調整中】</p>

④ 相談支援

計画相談支援については、障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者数等を勘案し、利用者数の見込みを定めています。

また、地域相談支援については、施設入所者の地域生活への移行者数や入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域相談支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを定めています。

〔各年度の見込量（1か月当たりの見込量）〕

区 分	単 位		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
			(実績)	(実績)	(実績見込)			
計画相談支援	利用者数	人	<u>2,001</u>	<u>2,118</u>	【集計中】			
地域相談支援 (地域移行支援)	利用者数	人	<u>0</u>	<u>1</u>				
地域相談支援 (地域定着支援)	利用者数	人	<u>49</u>	<u>51</u>				

【見込量確保のための方策等】

【調整中】

⑤ 障害児通所支援

障害児通所支援については、原則として、市町村障害福祉計画における見込み量を積み上げたものを基本としながら、必要量を見込んでいます。

〔各年度の見込量（1か月当たりの見込量）〕

区 分	単 位		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
			(実績)	(実績)	(実績見込)			
児童発達支援	利用 児童数	人	718	822	【調整中】			
	利用量	人日分	4,052	5,094				
放課後等デイ サービス	利用 児童数	人	1,570	1,769				
	利用量	人日分	19,615	22,582				
保育所等訪問 支援	利用 児童数	人	8	22				
	利用量	人日分	10	24				
居宅訪問型児 童発達支援	利用 児童数	人	0	0				
	利用量	人日分	0	0				

※「人日分」：月間の利用人員×平均利用日数

【見込量確保のための方策等】

【調整中】

⑥ 障害児入所支援

障害児入所支援については、県において必要量を見込んでいます。

〔各年度の見込量（1か月当たりの見込量）〕

区 分	単 位		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
			(実績)	(実績)	(実績見込)			
福祉型障害児 入所支援	利用児童数	人	50	45	【調整中】			
医療型障害児 入所支援	利用児童数	人	36	39				

【見込量確保のための方策等】

【調整中】

○障害児入所施設（福祉型）

施設名	運営主体	定員
県立黒部学園	富山県	50
県立砺波学園	富山県	50

○障害児入所施設（医療型）

施設名	運営主体	定員
県リハビリテーション病院・こども支援センター	(福) 富山県社会福祉総合センター	50
あゆみの郷	(福) 秀愛会	57
富山病院	独立行政法人国立病院機構	170
北陸病院	独立行政法人国立病院機構	50

⑦ 障害児相談支援

障害児相談支援については、計画相談支援に準じた方法で、障害児通所支援受給者数の伸び率をもとに、利用児童数の見込みを定めています。

〔各年度の見込量（1か月当たりの見込量）〕

区 分	単 位		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
			(実績)	(実績)	(実績見込)			
障害児相談支援	利用児童数	人	662	797	【調整中】			

【見込量確保のための方策等】

【調整中】

⑧ 地域生活支援拠点等

地域生活支援拠点等が着実に整備されるとともに、整備後も地域のニーズや課題に答えられているか等について、継続的に検証及び検討を行うために、以下に掲げる事項を活動指標として設定します。

〔各年度の見込量〕

区 分	単 位		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
			(実績)	(実績)	(実績見込)			
地域生活支援拠点等の整備	整備箇所数	箇所	4	4	6	【調整中】		
コーディネーターの配置人数	配置人数	人	2	2	集計中			
検証及び検討の実施	実施回数	回	11	14	集計中			

【見込量確保のための方策等】

【調整中】

※ 地域生活支援拠点等には、居住支援のための機能（①相談、②体験の機会・場、③緊急時の受け入れ・対応、④専門性、⑤地域の体制づくり）を地域の実情に応じた創意工夫により整備することが求められているが、具体的な方策としては、例えば、以下のようなものが考えられる。

- ① 相談
 - ・ワンストップの相談窓口、初期対応の相談窓口の設置
 - ・要支援者の把握や事前登録による緊急時への備え
- ② 体験の機会・場
 - ・障害者本人や家族に将来の生活を考えてもらうきっかけとしての利用勧奨
 - ・既存のグループホームの活用
- ③ 緊急時の受け入れ・対応
 - ・事前登録制でのスムーズな受け入れ
 - ・短期入所等の空床確保
 - ・介護を要する障害者や強度行動障害者の受け入れ
 - ・医療的ケアが必要な障害者への対応としての病院との連携
- ④ 専門性
 - ・相談機能の充実のための研修強化
 - ・ピアヘルパーやピアカウンセラー等の養成
- ⑤ 地域の体制づくり
 - ・関係機関のネットワーク化

⑨ 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労への移行を進めるため、以下に掲げる事項を活動指標として設定します。

〔各年度の見込量〕

項目	第6期 目標値	R4実績	目標値	考え方
障害者に対する職業訓練の受講	6人	13人	調整中	令和8年度において福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、職業訓練受講者数の見込み
福祉施設から公共職業安定所への誘導	242人	126人		令和8年度において福祉施設から公共職業安定所へ誘導する福祉施設利用者数の見込み
福祉施設から障害者就業・生活支援センター事業への誘導	75人	71人		令和8年度において福祉施設から一般就労へ移行する者のうち障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者数の見込み
公共職業安定所における福祉施設利用者の支援	101人	52人		令和8年度において福祉施設の利用者のうち、公共職業安定所の支援を受けて就職する者の数の見込み

県では、これらの目標を実現させるための取組みとして、県教育委員会、労働局や公共職業安定所（ハローワーク）、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等との連携・強化を図りながら、一般就労への移行の支援に積極的に取組みます。

また、各事業が円滑に実施されるよう、必要に応じて国や関係機関などに対しても要望を行います。

【見込量確保のための方策等】

【調整中】

•
•
【調整中】

⑩ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

コーディネーターの配置人数は、県に医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置、及び原則として、市町村障害福祉計画における見込み量を積み上げたものを基本としながら、必要量を見込んでいます。

〔各年度の見込量〕

区 分	単 位		R3 年度 (実績)	R4 年度 (実績)	R5 年度 (実績見込)	R6 年度	R7 年度	R8 年度
<u>県における医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数</u>	配置人数	人	1	2	2	2	【調整中】	
<u>市町村における医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置</u>	配置人数	人	37	52	【調整中】			

【見込量確保のための方策等】

【調整中】

⑪ 発達障害者等に対する支援

発達障害者又は発達障害児（以下「発達障害者等」という。）が身近な地域において必要な支援を受けられるよう、以下に掲げる事項を活動指標として設定します。

〔各年度の見込量〕

区 分	単 位		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
			(実績)	(実績)	(実績見込)			
発達障害者支援地域協議会の開催	開催回数	回	4	4	【調整中】			
発達障害者支援センターによる相談支援	相談件数	件	1,212	1,800				
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言	助言件数	件	122	290				
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発	研修、啓発件数	件	218	240				
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）	人数	人	60	50				
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数（支援者）	人数	人	二	二				
ペアレントメンターの人数	人数	人	37	30				
ピアサポートの活動への参加人数	人数	人	235	150				

【見込量確保のための方策等】

【調整中】

⑫ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

[各年度の見込量（1か月当たりの見込量）]

区 分	単 位		R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
			(実績見込)			
精神障害者の 地域移行支援	利用者数	人	【集計中】			
精神障害者の 地域定着支援	利用者数	人				
精神障害者の 共同生活援助	利用者数	人				
精神障害者の 自立生活援助	利用者数	人				
精神障害者の自立 訓練（生活訓練）	利用者数	人				

[精神病床における退院患者の退院後の行き先]

区 分	在宅	精神病床・ その他病床	障害福祉施設	介護施設
直近5年間平均	140人	53人	12人	19人

【見込量確保のための方策等】

【調整中】

⑬ 障害福祉サービスの質を向上させる取組み

障害福祉サービス等の質を向上させるため、以下に掲げる事項を活動指標として設定します。

[各年度の見込量]

区分		単位		R5年度 (実績見込)	R6年度	R7年度	R8年度
指導監査の結果を全市町村と共有する回数		回数	回	1	1	1	1
相談支援専門員研修	初任者研修の修了者数	修了者数	人	44	60	60	60
	現任研修の修了者数	修了者数	人	63	60	60	60
	主任研修の修了者数	修了者数	人	12	14	17	20
児童発達支援管理責任者・サービス管理責任者研修	基礎研修の修了者数	修了者数	人	147	140	140	140
	実践研修の修了者数	修了者数	人	67	160	80	80
	更新研修の修了者数	修了者数	人	167	180	180	180
意思決定支援ガイドライン等を活用した研修		回数	回	1	1	1	1
		修了者数	人	50	50	50	50

【見込量確保のための方策等】

【調整中】

IV 各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数

指定障害者支援施設については、地域における居住の場としてのグループホーム等の充実を図りながら、障害者等の施設入所から地域生活への移行を進める一方で、入所施設の柔軟な受入体制を確保する必要があることから、1,325名を、障害者支援施設の必要入所定員総数として見込みます。

指定障害児入所施設については、児童発達支援センターを中核とした身近な地域での支援体制の構築を目指しつつ、障害児入所支援から障害福祉サービスへの円滑な移行を図る一方で、医療的ケア児を含めた障害児の受入体制を引き続き確保する必要があることから、427名を、障害児入所施設の必要入所定員総数として見込みます。

【必要入所定員総数】

(単位：人)

区分	R4 A	第6期 計画値	R5 実績見込	R6	R7	R8 B	増減 (B-A)
指定障害者支援施設	<u>1,325</u>	<u>1,325</u>	<u>1,325</u>	<u>1,325</u>	<u>1,325</u>	<u>1,325</u>	<u>0</u>

※指定障害者支援施設：夜間の居住系サービス（施設入所支援）に日中系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援B型）を組み合わせる実施。療養介護の入院定員は含まない。

(単位：人)

区分		R4 A	第6期 計画値	R5 実績見込	R6	R7	R8 B	増減 (B-A)
指定障害児入所施設	福祉型	<u>100</u>	<u>100</u>	<u>100</u>	<u>100</u>	<u>100</u>	<u>100</u>	<u>0</u>
	医療型	<u>327</u>	<u>327</u>	<u>327</u>	<u>327</u>	<u>327</u>	<u>327</u>	<u>0</u>

※指定福祉型障害児入所施設：障害児を入所させて日常生活の指導等を提供。

※指定医療型障害児入所施設：障害児を入所させて医療及び日常生活の指導等を提供。医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関（国が指定する国立病院に重症児病棟を設置するもの）。定員は療養介護（18歳以上）と兼用。

V 指定障害福祉サービス等に従事する者の確保・定着及び資質の向上等のために講ずる措置

1 サービス提供にかかる人材の確保・養成

(1) 人材確保・定着の取組み

教育委員会等とも連携し、高校生の障害福祉サービス事業所でのインターンシップ体験実習等により、若年層における障害福祉サービスに係る理解を促進する取組みを進めます。

また、富山県福祉人材センターと連携した福祉人材の無料職業紹介や学生等への修学資金や他業種で働いていた方の障害福祉分野への就職準備金の返済免除制度のある貸付のほか、事務負担の軽減・業務の効率化のためICTやロボットの導入支援などの取組みを通じ、障害福祉サービス等に係る人材の確保・定着を推進します。

(2) 人材養成の取組み

人材の養成については、サービス提供に係る責任者及び専門職員の養成のみならず、サービス提供に直接必要な担い手の確保を含め、指定障害福祉サービス等に係る人材を質・量ともに確保することが重要です。

また、障害者の重度化・高齢化が進む中、介護や医療など多職種間の連携ができる人材がますます求められることとなります。

指定障害福祉サービス等の提供にあたっては専門職員であるサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者及び相談支援専門員を指定障害福祉サービス等及び指定相談支援の事業者ごとに配置することとなっていることから、これらの者の養成研修を実施し、事業所に必要な人材を確保します。

なお、相談支援専門員に向けた研修を行うに当たっては、難病患者等や重症心身障害児者、医療的ケア児等の特性に応じた適切な支援についても十分に理解が図られるような内容にするとともに、相談支援に関して中核的な役割を担う人材である主任相談支援専門員を養成する研修を新たに設け、相談支援の質の向上を目指します。

さらに、適切な支援の提供が障害者等の自立及び社会参加に資することも踏まえ、地域生活支援事業における障害者相談支援事業及び介護給付費等の支給決定事務

に係る業務を適切かつ主体的に実施するため、市町村職員に対しても相談支援従事者研修の受講を促します。

また、居宅介護従業者、同行援護従業者などの養成研修を実施し、サービスが適切に提供されるために必要な人材の確保に努めるとともに、介護職員等が安全で適切にたんの吸引等を行うことができるよう研修の受講を促します。

行動障害を有する者の特性に応じ、一貫性を持った支援を実施できるよう、施設従事者、居宅介護従業者等に対し強度行動障害支援者養成研修を実施するとともに、関係機関との連携による専門分野別研修により、精神障害者や、罪を犯した障害者の特性に応じた適切な支援の充実に取組みます。

さらに、利用者と同じ目線に立って相談・助言等を行うピアサポーターについて、ピアサポートの質を確保する観点から、障害者ピアサポート研修を実施します。

その他、障害支援区分認定調査員や市町村審査委員会等への研修を実施し、サービスの適正な支給決定が確保されるよう努めます。

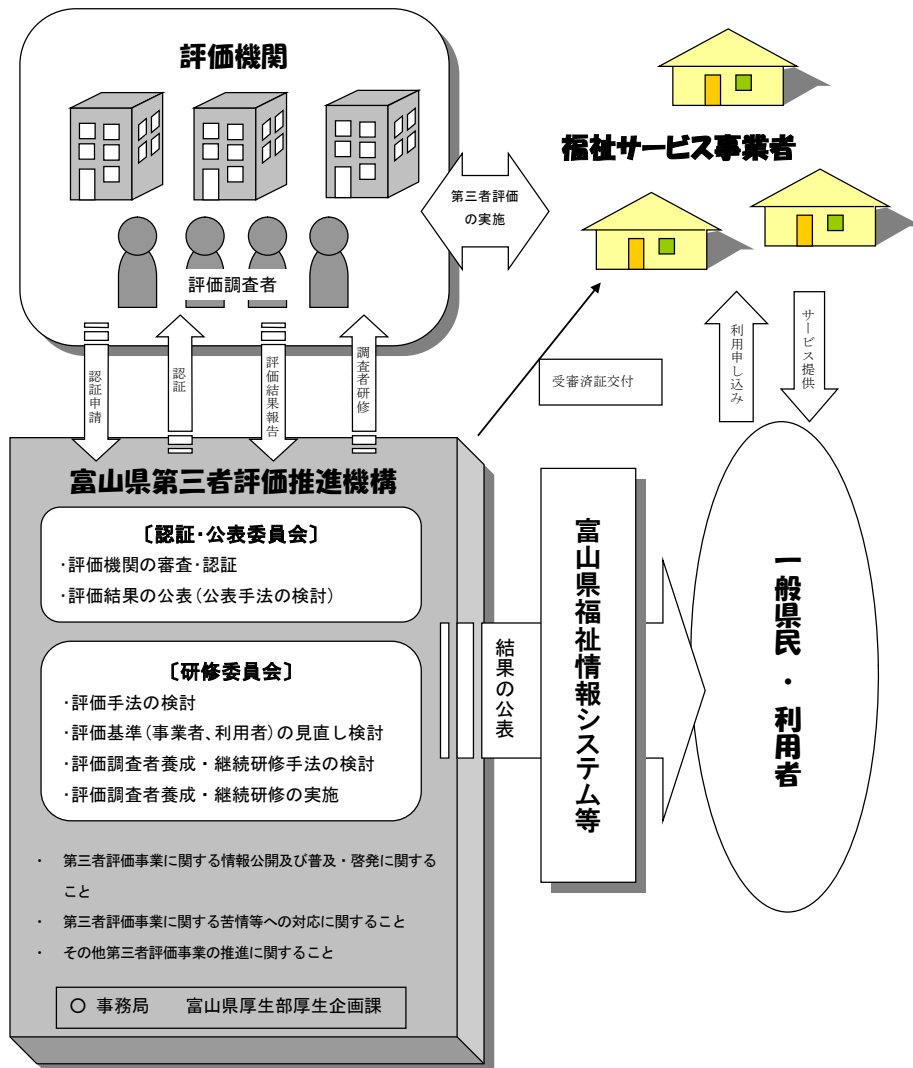
また、サービス管理責任者等研修、相談支援従事者養成研修等に関する国の指導者研修への派遣を行うなど、指導者の養成を図るとともに、専門分野別研修の充実や、研修方法についても、動画配信やオンラインでの研修を採り入れるなど、見直しに努めます。

2 指定障害福祉サービス等の事業者に対する第三者の評価

利用者本位の質の高い福祉サービスを提供するためには、事業者自らが事業の運営方法やサービスの提供の方法などにおける問題を把握し、その改善を行うことが重要です。この手段の一つとして、公正・中立な第三者評価機関が、専門的かつ客観的な立場からサービスを評価する「福祉サービス第三者評価制度」が設けられています。

また、第三者評価を受けた結果を公表することにより、利用者は適切なサービスの選択に活用することができます。

このように、福祉サービス第三者評価制度の活用が図られることは、福祉サービスの向上と利用者の適切なサービスの選択に資することとなるものであり、県では福祉サービス第三者評価制度が多くの福祉サービス提供事業者を活用されるよう事業者に対して制度の周知を図り、利活用しやすい仕組み作りや普及及び啓発に向けた取組みを実施するとともに、評価結果等の提供体制の充実を図ります。



VI 富山県の地域生活支援事業の実施に関する事項

本県の地域生活支援事業では、成果目標の達成に資するよう、障害者のニーズを踏まえた必要な事業の量と質が確保されるよう配慮しながら、主に、専門性の高い相談事業や人材育成など広域的見地からの支援事業に取り組みます。

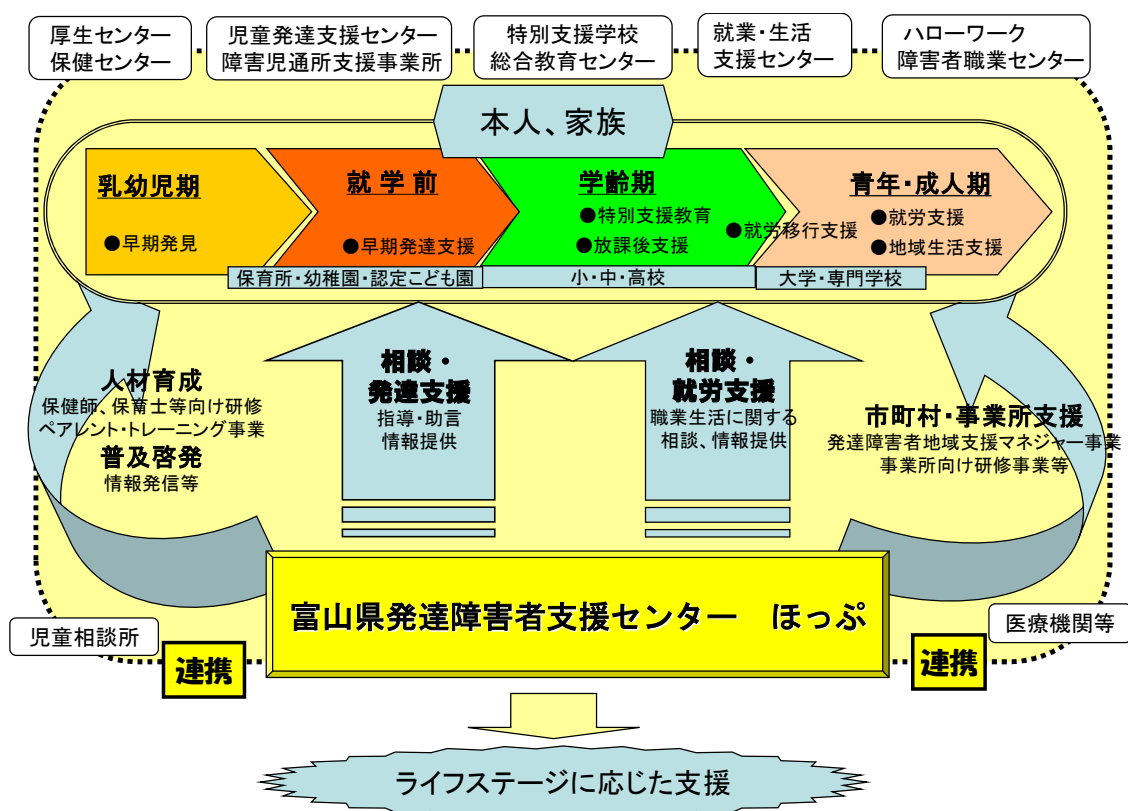
VI 富山県の地域生活支援事業の実施に関する事項

事業名	令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	実施箇所数	実利用者数	実施見込箇所数	実利用者数	実施見込箇所数	実利用者数	実施見込箇所数	実利用者数	実施見込箇所数	実利用者数
(1) 専門性の高い相談支援事業										
① 発達障害者支援センター運営事業	1	275	1	270	1	270	1	270	1	270
② 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業	1	230	1	242	1	254	1	266	1	278
③ 障害児等療育支援事業	9	/	9	/	9	/	9	/	9	/
④ 障害者就業・生活支援センター事業	4	2,130	4	2,190	4	2,220	4	2,250	4	2,280
(2) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業										
① 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業	/	18	/	23	/	23	/	23	/	23
② 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	/	6	/	10	/	8	/	8	/	8
③ 失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業	/	5	/	5	/	6	/	6	/	6
(3) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業										
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	/	延38	/	延40	/	延40	/	延40	/	延40
② 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	/	延146	/	延150	/	延150	/	延150	/	延150
③ 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業	/	0	/	0	/	0	/	延10	/	延10
(4) 広域的な支援事業										
① 県相談支援体制整備事業	14	/	10	/	10	/	10	/	10	/
② 精神障害者地域生活支援広域調整等事業										
ア 地域生活支援広域調整会議等事業	1	/	1	/	1	/	1	/	1	/
イ 地域移行・地域生活支援事業	/	36	/	39	/	42	/	45	/	48

1 専門性の高い相談支援事業

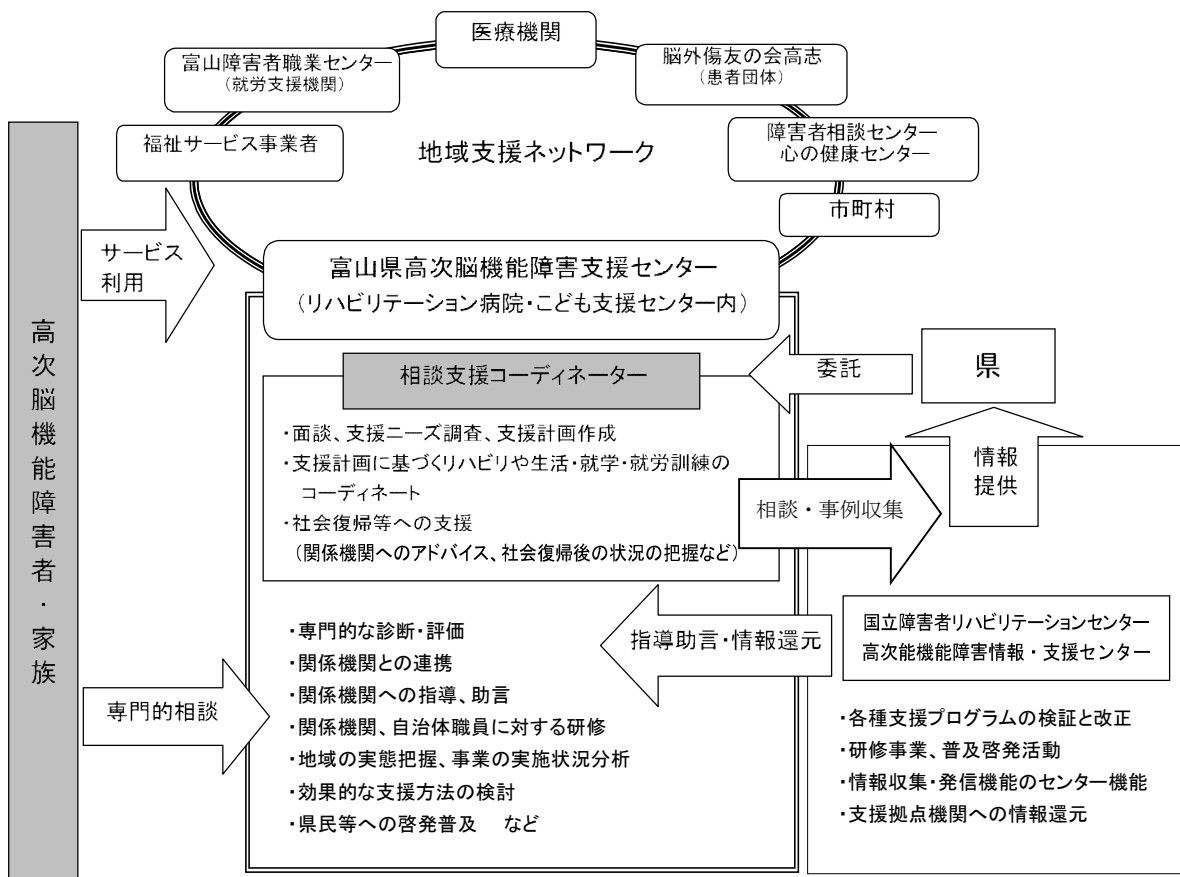
(1) 発達障害者支援センター運営事業

富山県発達障害者支援センター（平成15年7月開設）において、発達障害者等が身近な地域でライフステージに応じた支援を受けられるよう、きめ細かな相談支援や情報提供、助言等を行うとともに、発達障害に関する普及啓発や人材育成の充実に努めます。また、医療、保健、福祉、教育、労働等関係機関への支援や連携を強化するなど、発達障害者等やその家族への支援体制のさらなる整備を図ります。



(2) 高次脳機能障害支援普及事業

富山県高次脳機能障害支援センター（平成19年1月開設）において、高次脳機能障害に関する理解を深めるための普及啓発に努めるとともに、医療、保健、福祉、教育、労働等関係機関との連携体制を整備し、高次脳機能障害者やその家族等への相談、就労などの総合的な支援を行います。



(3) 障害児等療育支援事業

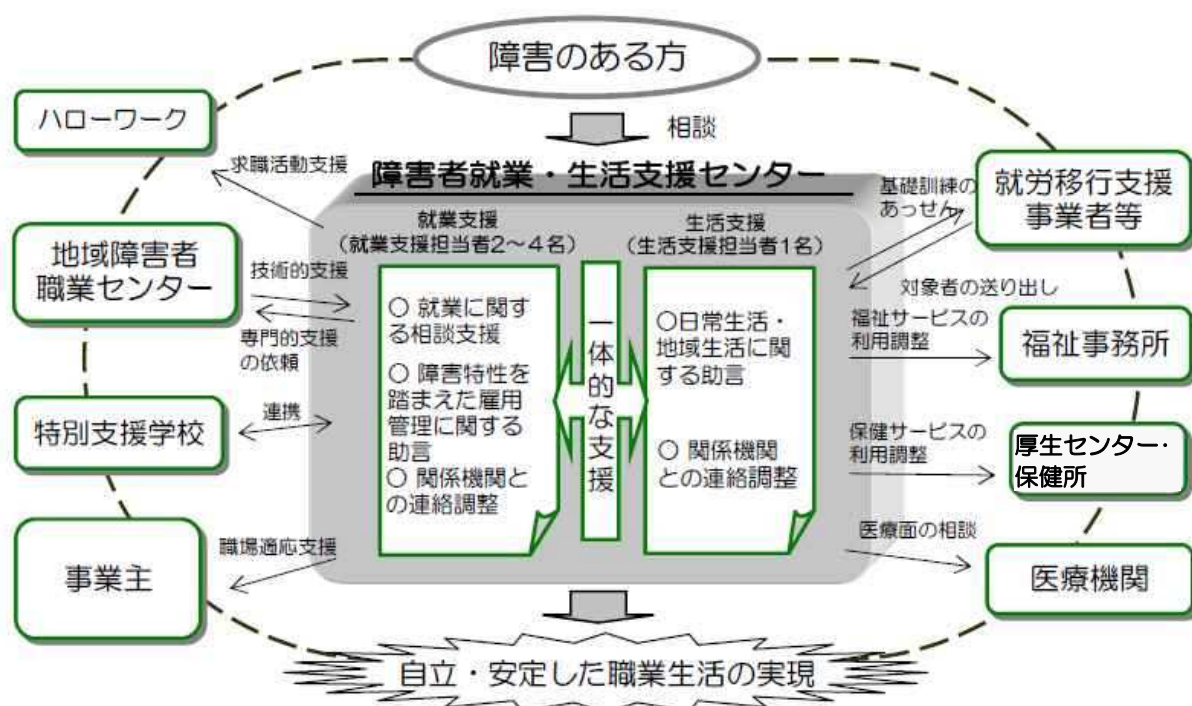
障害者施設や児童発達支援センターにおいて、在宅の重症心身障害児(者)等の身近な地域における生活を支えるため、市町村と連携しながら、家庭訪問や外来による養育相談等の療育機能の充実を図ります。

事業名	圏域	実施施設	実施年月
療育拠点施設事業	全県	県リハビリテーション病院・こども支援センター	H28.1～
療育等支援施設事業	新川	新川むつみ園	H10.4～
		魚津市立つくし学園	H15.4～
	富山	四ツ葉園	H15.4～
		富山市恵光学園	H15.4～
	高岡	かたかご苑	H11.4～
		高岡市きずな子ども発達支援センター	H19.4～
	砺波	障がい者サポートセンターきらり	H14.4～
		わらび学園	H15.4～

(4) 障害者就業・生活支援センター事業

各障害保健福祉圏域に設置されている障害者就業・生活支援センターにおいて、職場体験、求職活動、職場定着相談などの就労支援や、健康管理、住居、年金などの生活設計に関する助言などの日常生活、社会生活上のきめ細やかな相談体制により、障害者の就労継続と地域における自立した生活を支援します。

雇用と福祉のネットワーク



区分	設置主体	設置場所	指定時期
富山圏域	(福)セーナー苑	セーナー苑 (富山市)	H14. 12
高岡圏域	(福)たかおか万葉福祉会	かたかご苑 (高岡市)	H16. 9
新川圏域	(福)新川むつみ園	新川むつみ園 (入善町)	H18. 3
砺波圏域	(福)溪明会	障がい者サポーターセンターきらり (砺波市)	H20. 3

※ 障害者就業・生活支援センターは障害種別に関わらず利用できます。

2 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

意思疎通支援を図ることが困難な障害者等が自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者を養成します。

(1) 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業

身体障害者福祉の概要や手話通訳又は要約筆記の役割・責務等について理解ができ、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した手話通訳者並びに要約筆記に必要な要約技術及び基本技術を習得した要約筆記者を養成することにより、聴覚障害者の自立と社会参加を図ります。

(2) 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業

盲ろう者向け通訳・介助員を養成することにより、盲ろう者の自立と社会参加を図ります。

(3) 失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業

失語症者向け意思疎通支援者を養成することにより、失語症者の自立と社会参加を図ります。

3 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

意思疎通支援を図ることが困難な障害者等が自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を派遣する体制を整備するとともに、広域的な派遣を行います。

(1) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

市町村域を越える広域的な派遣、複数市町村の住民が参加する会議、講演等に手話通訳者又は要約筆記者を派遣することにより、聴覚障害者の自立と社会参加を図ります。

(2) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣することにより、盲ろう者の自立と社会参加を図ります。

(3) 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業

市町村域を超える広域的な派遣、複数市町村の住民が参加する会議、講演等に失語症向け意思疎通支援者を派遣することにより、失語症者の自立と社会参加を図ります。

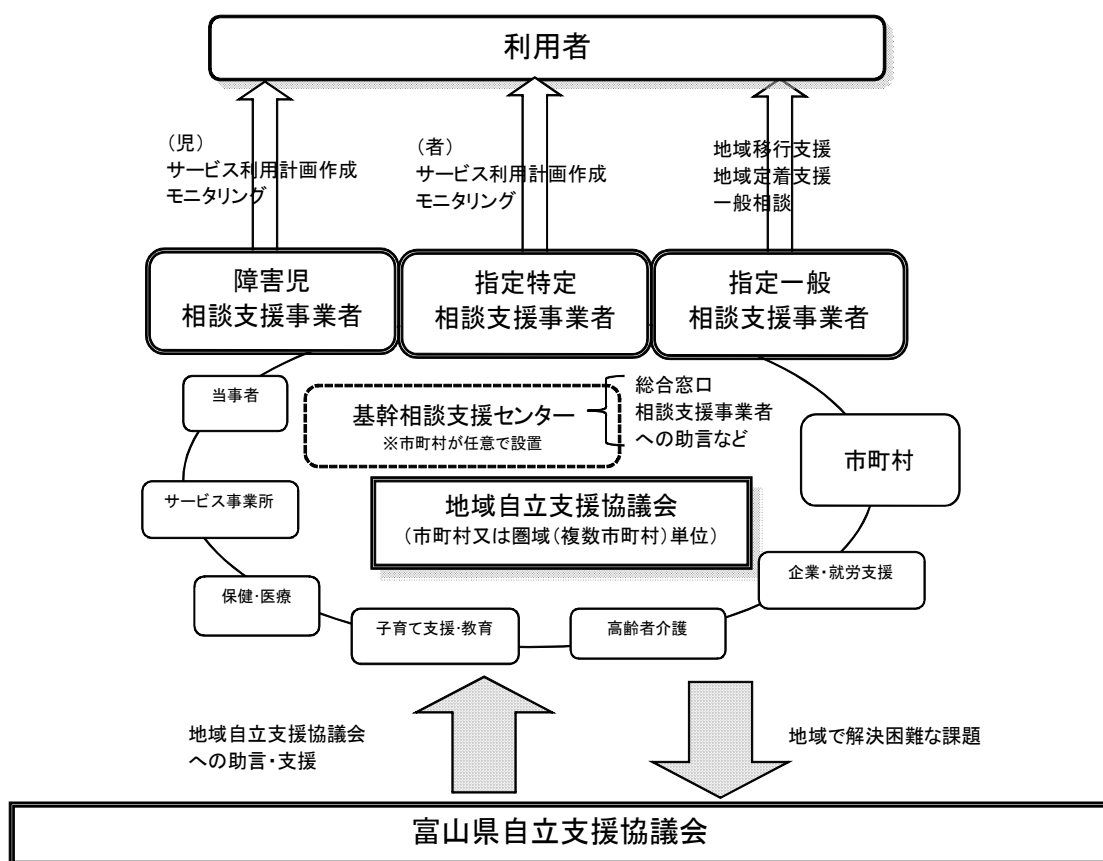
「富山県手話言語条例」の概要	
施行期日：平成30年4月1日	
<p>前文</p> <p>【手話とは】 ・手話は、音声言語とは異なる語彙及び文法体系を有し、ろう者がその意思や感情等を手や指の動き、表情などにより視覚的に表現する言語である。</p> <p>【手話の歴史】 ・日本では、大正以降、ろう学校における手話の使用が制約された。 ・ろう者は、手話に誇りを持ち、その理解と普及の促進に取り組んできた。</p> <p>【条約、法令の制定】 ・障害者権利条約や改正障害者基本法において、手話の重要性について明記された。 ・本県では「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」を制定し、障害への理解を深め、障害を理由とする差別解消に取り組んでいる。今後、法令やこの条例と相まって、手話の普及等を図ることが必要である。</p> <p>【今後の本県の目指すべき姿】 ・ろう者が手話により意思疎通を行う権利が尊重されるとともに、ろう者とろう者以外の者が相互に理解し共生する富山県づくりを目指す。</p> <p>目的</p> <p>・①基本理念、②県の責務、県民等及び事業者の役割、③手話の普及等に関する施策の基本となる事項を定める。</p> <p>全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる社会の実現に寄与する。</p> <p>基本理念</p> <p>(1) 手話の普及等は、手話が独自の体系を有する言語であって、ろう者が豊かな人間性を涵養し、知的かつ心豊かな生活を営むために受け継がれてきた言語活動の文化的遺産であることについての県民の認識の下に、行われなければならない。 (2) 手話の普及等は、ろう者とろう者以外の者が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することを基本として、行われなければならない。</p>	<p>県の責務</p> <p>(1) 手話の普及等に関する総合的な施策の策定、実施 (2) 市町村、関係機関・団体との連携、ろう者及び手話通訳者等の協力 (3) 手話の普及等に関する施策を実施する市町村への支援 (4) ろう者が生活を営む上での障壁の除去についての必要かつ合理的な配慮</p> <p>県民等及び事業者の役割</p> <p>(1) 「県民」・・・条例の基本理念についての理解を深める (2) 「ろう者等」・・・県の施策への協力、手話の普及等の促進 (3) 「手話通訳者」・・・県の施策への協力、手話の普及等の促進、職務に係る倫理と知識の保持、手話通訳技術の向上 (4) 「手話の普及等に関係する者」・・・県の施策への協力、手話の普及等の促進 (5) 「事業者」・・・ろう者へのサービス提供時や雇用時における、手話の使用に関する合理的な配慮</p> <p>基本的施策</p> <p>県障害者計画において手話の普及等の施策を定め、総合的かつ計画的に推進する</p> <p>【手話の普及等に関する施策】</p> <p>(1) 相談及び意思疎通の支援体制の整備（県聴覚障害者センターへの支援等） (2) 手話による情報発信（ろう者の県政に関する情報の取得支援） (3) 災害時等への対応（ろう者の情報取得や意思疎通支援のため市町村と連携等） (4) 観光旅行者等への対応（ろう者が安心して県内に滞在できるよう、手話の普及等） (5) 手話通訳者の確保、養成等（手話通訳者の確保、養成、手話通訳技術の向上） (6) 事業者への支援（手話の使用に関して合理的な配慮を行う事業者への支援） (7) 手話を学ぶ機会の確保等（県民や県職員が手話を学ぶ機会の確保） (8) 学校における手話の普及（聴覚障害児や教職員等への支援、手話への理解促進）</p> <p>協議会の設置</p> <p>「県手話施策推進協議会」を設置し、手話の普及等の施策等について意見聴取する。</p>

4 広域的な支援事業

(1) 県相談支援体制整備事業

障害者の地域生活を支えるネットワーク構築に向けた調整や広域的課題の解決を図るとともに、相談支援体制を一層、充実・強化するため、地域自立支援協議会（P9参照）等にアドバイザーを派遣するなどの取組みを行います。

また、県は、広域的な立場から、福祉、保健、医療、教育、就労等の関係機関で構成される「富山県障害者自立支援協議会」（平成20年6月設置）により、市町村の取組みを支援しています。



(2) 精神障害者地域生活支援広域調整等事業

各関係機関が広域的な調整のもと連携できる体制を地域において構築し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムに資する取組みを推進します。

自立支援協議会精神部会、精神障害者地域移行・地域定着推進協議会等を通じた、市町村の枠を超えた医療、福祉、行政機関等の連携により、精神障害者の自立した日常生活及び社会生活のための支援を行います。

精神障害者が住み慣れた地域を拠点とし、本人が自らの意向に即して充実した生活を送ることができるよう、ピア・フレンズを各種相談会などに派遣し、当事者の立場から地域移行・地域定着を支援します。

また、災害等の緊急時においても専門的な心のケアに関する対応が円滑に行われるよう、災害派遣精神医療チーム（DPAT）を整備すること等により、専門的なケアを必要とする者に日常的な相談体制の強化、及び事故・災害等発生時の緊急支援体制の強化を図ります。

5 各種人材の養成

居宅介護や同行援護サービス等が良質かつ適切に提供されるよう、居宅介護従業者等の養成研修を行います。また、障害者の自立と社会参加が十分図られるよう、手話通訳者やボランティア等の養成研修を行うとともに、指導者の確保に努めます。

また、国における研修制度の見直しを踏まえ、県が実施する研修についても内容の充実を図り、一人ひとりの特性や能力等や見極め、個々人に合った質の高いサービスを効果的に提供できる人材の育成に努めます。

事業名	R4年度 まで	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R8年度 まで
	累計 養成 人数	養成 見込 人数	養成 見込 人数	養成 見込 人数	累計 養成 見込 人数	養成 見込 人数
①居宅介護従業者養成研修	560	6	20	20	20	626
②同行援護従業者養成研修	652	24	30	30	30	766
③強度行動障害支援者養成 研修（基礎研修）事業	705	100	150	150	150	1,255
④強度行動障害支援者養成 研修（実践研修）事業	512	96	96	96	96	896
⑤精神障害者関係従事者養 成研修事業	975	80	80	80	80	1,295
⑥登録手話通訳者	100	3	3	3	3	112
⑦要約筆記者養成研修	124	10	10	10	10	164
⑧盲ろう者通訳・介助員養成研修	98	5	5	5	5	118
⑨失語症者向け意思疎通支 援者養成研修	11	5	6	6	6	34
⑩パラスポーツ指導員養成研修	800	30	30	30	30	920
⑪サービス管理者責任者等 養成研修（基礎研修）	2,588	147	140	140	140	3,155
⑫サービス管理責任者等養 成研修（実践研修）	71	67	160	80	80	458
⑬サービス管理責任者等養 成研修（更新研修）	561	167	180	180	180	1,268
⑭相談支援従事者養成研修 （初任者研修）	1,239	44	60	60	60	1,422
⑮相談支援従事者養成研修 （現任研修）	798	63	60	60	60	920
⑯相談支援従事者養成研修 （主任相談支援専門員研修）	25	12	14	17	20	88

6 その他

(1) 生活訓練事業

障害者等の生活の質的向上を図るため、障害特性に応じた、日常生活上必要な生活訓練等に関する各種講習会等を開催します。

○技能講習関係

点字講習会、IT関連講習会

○機能訓練関係

歩行訓練講習会、会話講座、オストメイト社会適応訓練講習会、
リハビリ教室、音声機能障害者発声訓練講習会

○日常生活動作関係

家庭生活教室、健康教室、文化・教養教室、交通安全教室

(2) スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

障害者等が身近な地域でスポーツに親しめるよう、パラスポーツ指導員の養成など、環境整備を推進します。

また、障害者等がスポーツ・レクリエーションを通じて心身の発達や健康の維持増進を図るとともに、県民の障害者に対する理解を深め、障害者の自立と社会参加の促進を図るため、障害者スポーツ大会（陸上競技、水泳競技、卓球競技、フライングディスク競技等）やスポーツ教室等を開催します。

VII その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための必要な事項

1 障害者等に対する虐待の防止

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」を踏まえ、指定障害福祉サービス等の事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を置く等の必要な体制を整備し、従業者に対して、研修を実施する等の措置を講じなければなりません。

県では、県障害者権利擁護センターを設置するとともに、市町村（障害者虐待防止センター）をはじめ関係機関・団体等からなるネットワークを構築し、情報の共有や連携の強化を図り、虐待防止に向けたシステムの整備に努めます。また、事業者・市町村職員を対象に障害者等に対する虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等についての研修を実施します。

なお、これらの体制や取組みについては、定期的に検証を行い、必要に応じてマニュアルの見直し等を行います。

また、高齢者や児童虐待の防止に取り組む関係機関とも連携し、効果的な体制の構築に努めます。

さらに、県では虐待事案を効果的に防止するため、次に掲げる点に配慮した取組みを行います。

（1）相談支援専門員及びサービス管理責任者等による虐待事案の未然防止及び

早期発見

虐待事案を未然に防止する観点から、相談支援専門員、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者等に対し、常日頃から虐待防止に関する高い意識を持ち、障害者等及びその養護者の支援に当たるとともに、虐待の早期発見及び虐待と疑われる事案を発見した場合の速やかな通報を求めます。また、指定障害福祉サービス事業所等及び指定通所支援事業所等の設置者・管理者に対し、従事者への虐待防止のための研修の実施、虐待防止責任者及び虐待を防止するための委員会の設置を徹底するなど、各種研修や指導監査などあらゆる機会を通じて指導助言を継続的に行います。特に、継続サービス利用支援により、居宅や施設等への

訪問を通じて障害者等やその世帯の状況等を把握することが可能であることに鑑み、相談支援事業者に対し、訪問による相談支援の機会等を通じた虐待の早期発見及び市町村との連携の重要性について周知を図っていきます。

(2) 一時保護に必要な居室の確保

必要に応じて、一時保護のために必要な居室の確保について市町村域を超えた広域的な調整を行います。

(3) 指定障害児入所支援の従業者への研修

指定障害児入所支援については、児童福祉法に基づき、被措置児童等虐待対応が図られますが、指定障害福祉サービス事業所等及び指定通所支援事業所等と同様に、入所児童に対する人権の擁護、虐待の防止等のため、従業者に対する研修等を実施します。

(4) 権利擁護の取組み

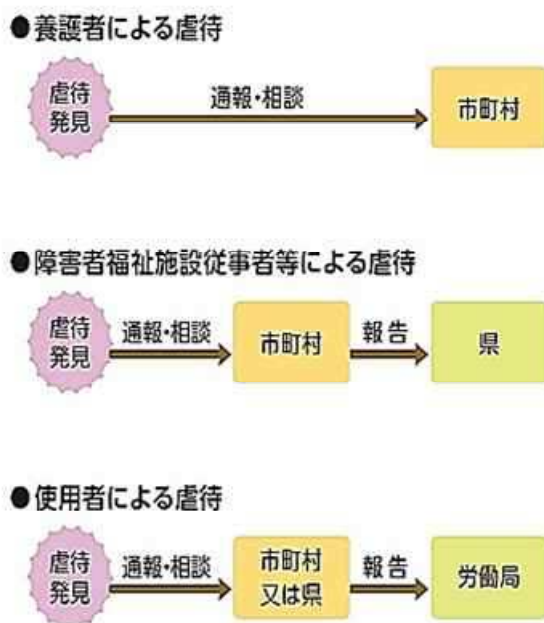
障害者等の権利擁護の取組みについては、障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる利用者に対して支援を行うとともに、広域的な見地から、後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修や、市町村の成年後見制度利用促進に関する施策の推進についての援助を行い、当該制度の利用を促進します。

障害者虐待防止法の概要（平成24年10月1日施行）

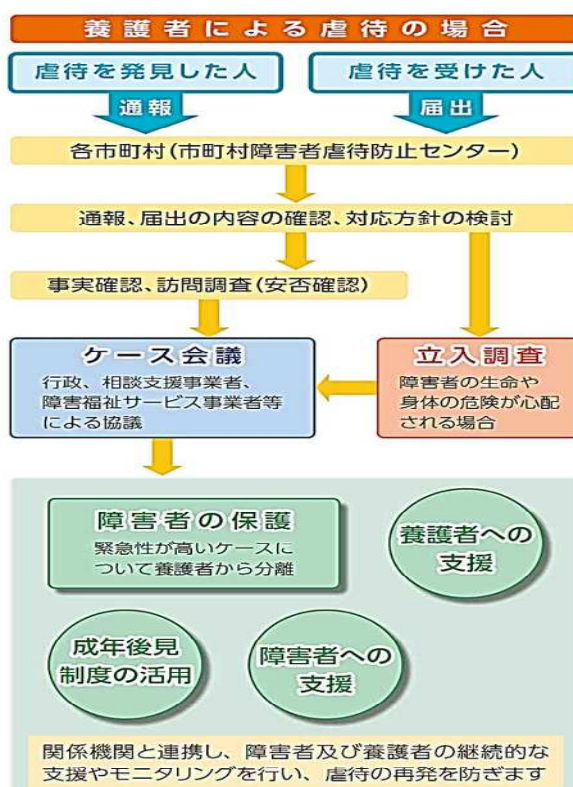
【目的】

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

【虐待種別による通報スキーム】



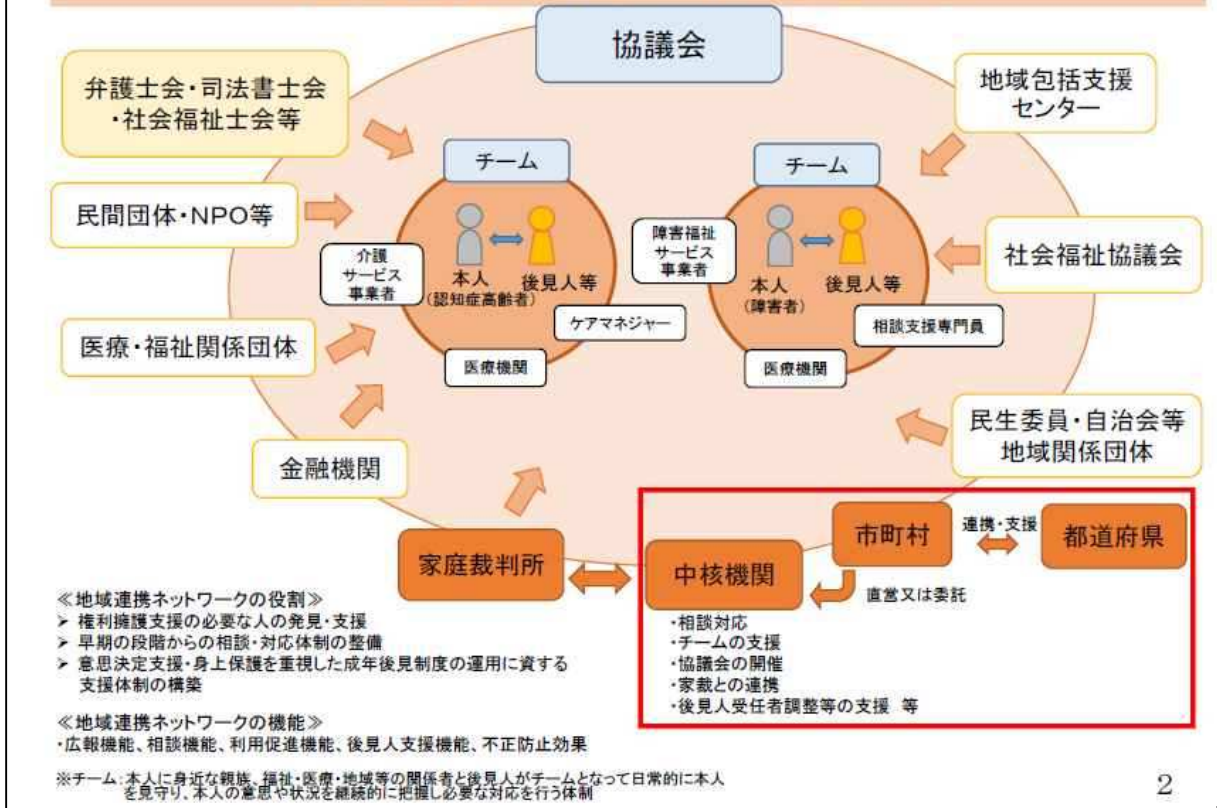
【通報・届出後の対応】



【障害者虐待の類型】

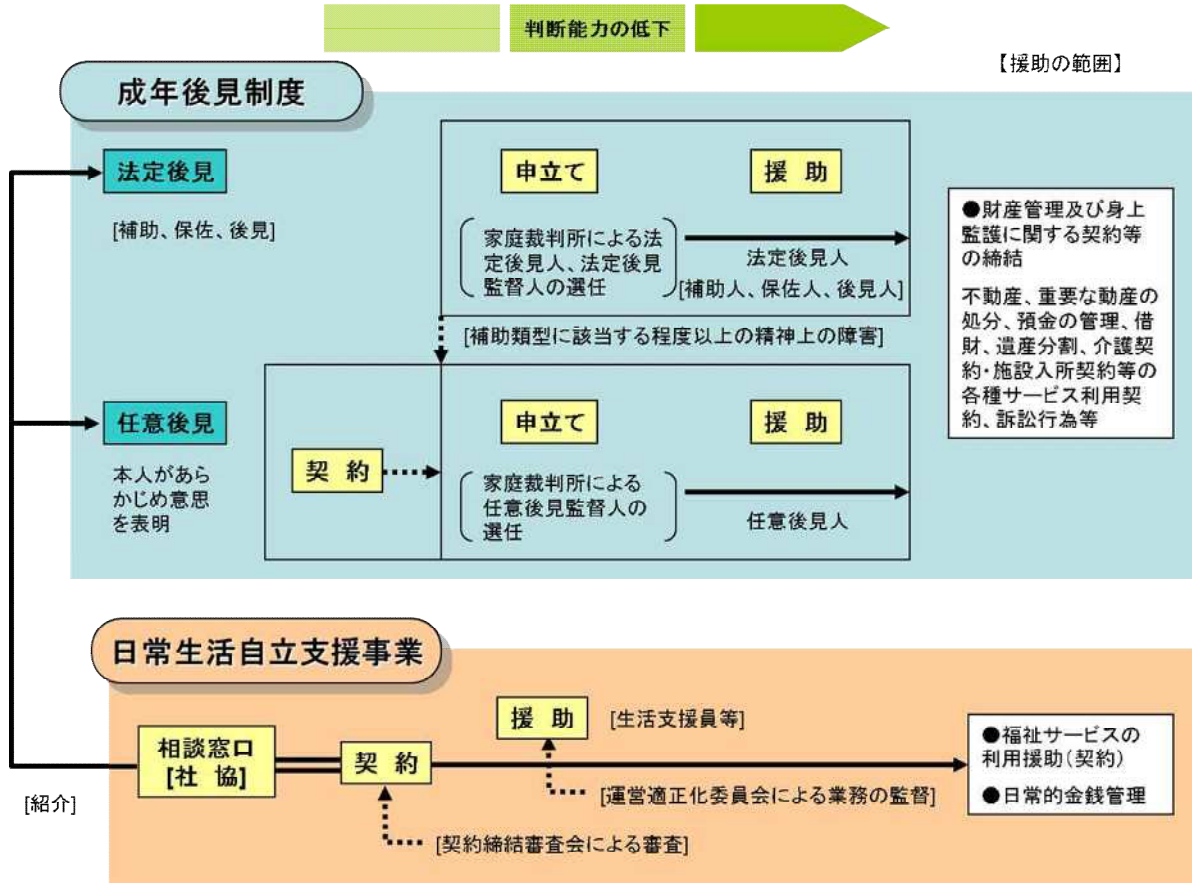
- ①身体的虐待(障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること)
- ②放棄・放置(障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等による①③④の行為と同様の行為の放置等)
- ③心理的虐待(障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと)
- ④性的虐待(障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること)
- ⑤経済的虐待(障害者から不当に財産上の利益を得ること)

地域連携ネットワークのイメージ

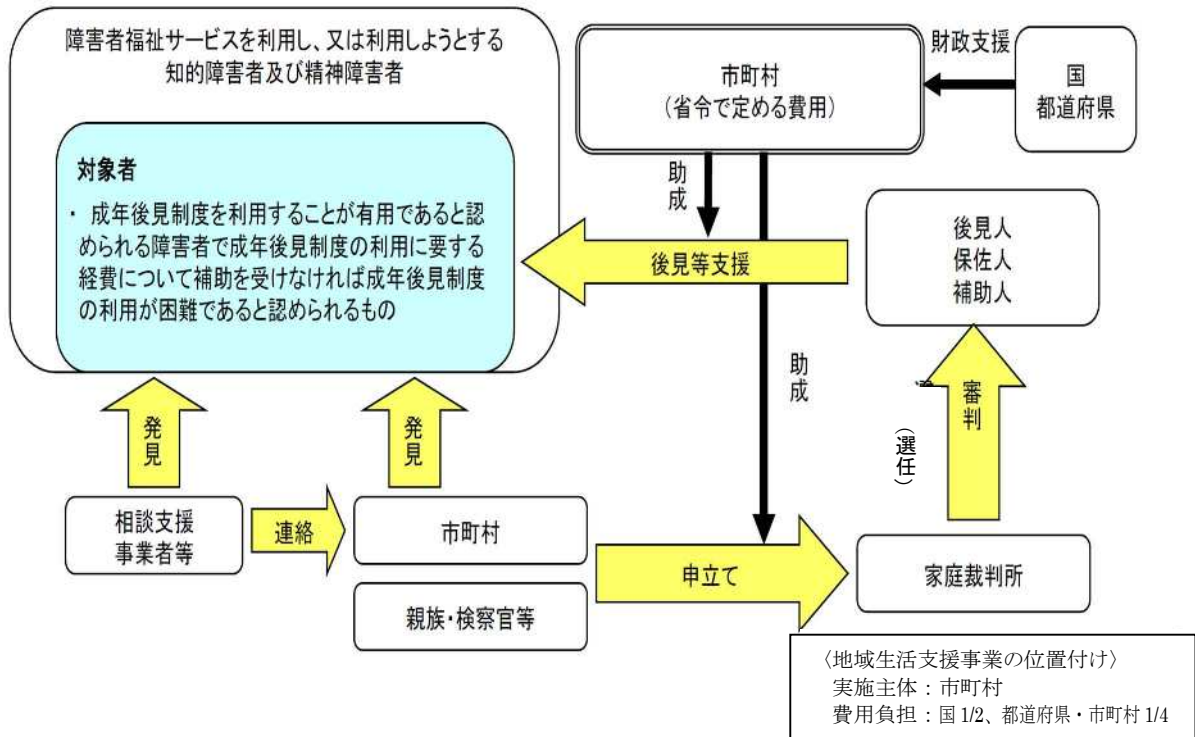


(出典 厚生労働省ホームページ)

成年後見制度と日常生活自立支援事業



成年後見制度利用支援事業



2 意思決定支援の促進

意思決定支援の質の向上を図るため、相談支援専門員やサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者に対する研修等の機会を通じて、意思決定支援ガイドライン等を活用した研修を実施するとともに、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者に対して普及を図るよう努めます。

3 障害者の社会参加を支える取組み

障害者等の社会参加や障害者等に対する理解を促進するため、絵画展など芸術文化活動の発表の場を設けるとともに、写真等の文化芸術教室等を開催するほか、障害者等の主体的な文化芸術活動の支援等に努めます。

また、障害者の文化芸術活動を支援する「富山県障害者芸術活動支援センター（ばーと◎とやま）」の活動を支援することで、次のような取組みへの支援に努めます。

- ・ 文化芸術活動に関する相談支援
- ・ 文化芸術活動を支援する人材の育成
- ・ 関係者のネットワークづくり
- ・ 文化芸術活動に参加する機会の創出
- ・ 障害者の文化芸術活動の情報収集及び発信

読書を通じて、文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第 49 号）を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の計画的な整備に努めます。

4 障害を理由とする差別の解消の推進

国では、障害者権利条約の締結に向けた国内法の整備として、障害者基本法の改正（平成 23 年）、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の制定（平成 25 年）が相次いで行われました。

障害者差別解消法には、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」や「障害者への合理的配慮の不提供の禁止（令和 6 年 4 月から事業者の「努力義務」が「義務」へ改正）」等が規定されました。

県においても「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例（県条例）」を制定（平成 26 年）し、障害者差別解消法及び県条例は、共に平成 28 年 4 月に施行されました。県条例では、障害を理由とする差別の禁止のほか、障害者差別に関する相談体制（地域相談員、広域専門相談員）についても定めており、地域相談員には民生委員・児童委員に加えて、各市町村長が委嘱している身体障害者相談員や知的障害者相談員などに委託しています。（令和 5 年 3 月末現在で 1,561 名に委託）

県では、障害を理由とする差別の解消に向け、県民や事業者等に対し、障害者差別解消法及び県条例の周知啓発のほか、相談員等による差別に関する相談対応や紛争の防止・解決体制の強化充実等を図ります。

また、「障害者週間」におけるキャンペーン事業の実施、ヘルプマーク・ヘルプカードの導入等により、外見からは障害のあることが分からない場合や自ら意思表示をすることが困難な人への支援の充実に取り組み、障害及び障害者に対する理解の促進に努めます。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法〈平成25年法律第65号〉）の概要

障害者基本法 第4条 基本原則 差別の禁止	第1項：障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。	第2項：社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないうる。その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。	第3項：国による啓発・知識の普及を図るための取組 国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。
----------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

具体化

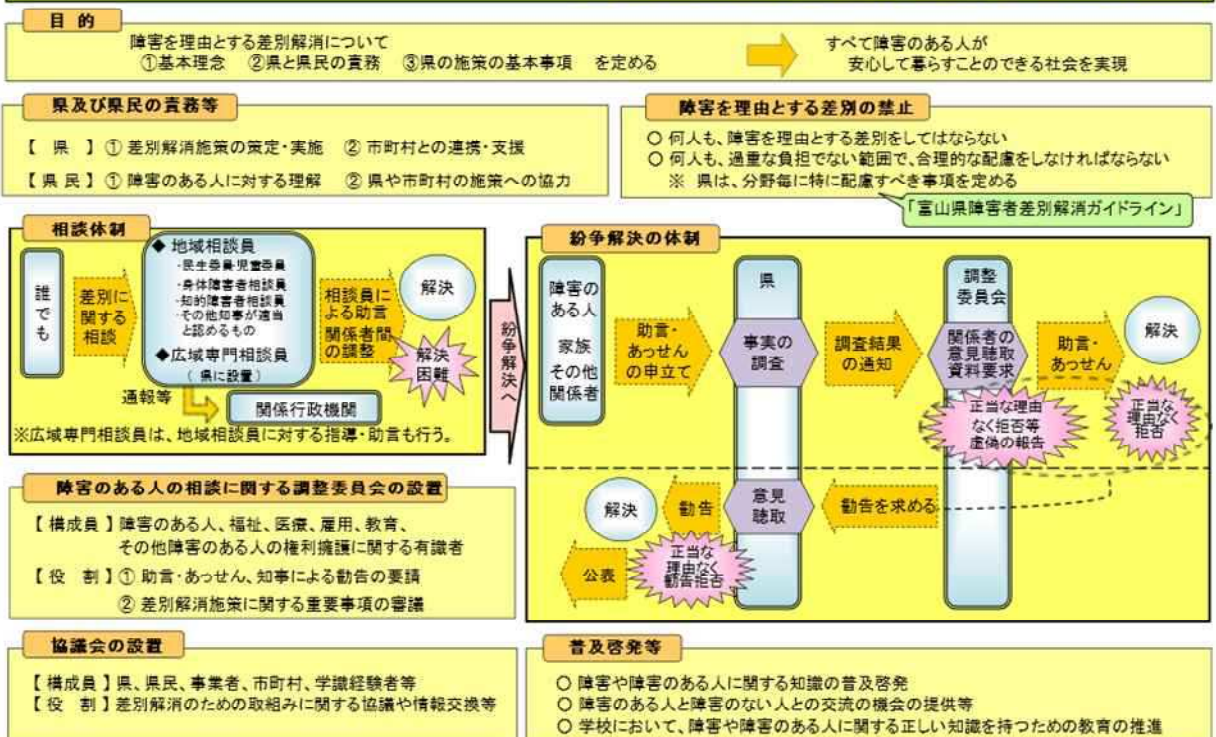


施行日：平成28年4月1日（施行後3年を目途に必要な見直し検討）

（出典 内閣府ホームページ）

障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいいきと輝く富山県づくり条例の概要

※ 平成26年12月17日成立・公布、平成28年4月1日施行、平成31年4月1日一部改正施行



5 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進

障害者等による情報の取得利用・意思疎通を推進するため、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティコミュニケーション施策推進法）を踏まえ、県及び市町村において障害特性（聴覚、言語機能、音声機能、資格、盲ろう、失語、知的、発達、高次脳機能障害、重度身体障害や難病等）に配慮した意思疎通支援（手話通訳、要約筆記、代読・代筆、職種和や指点字等）や支援者の養成、障害当事者によるICT活用等の推進を図ります。

6 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における研修等の充実

障害者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保とともに、権利擁護の視点を含めた職員への研修を充実することや、サービス管理責任者や相談支援専門員等が本人の意向を把握し、本人の意思や人格を尊重したサービス提供体制を整備すること、職員が過重な労働負担等により精神的に孤立することなく、いきいきと障害者等への支援に従事できるようにするため、職員の処遇改善等により職場環境の改善を進めていきます。

7 安全確保に向けた取組み

(1) 防災対策に向けた取組み

障害福祉サービス事業所等及び障害児通所支援等を提供する事業所は、地域共生社会の考え方にに基づき、地域に開かれた施設となるよう、平常時からの地域住民や関係機関との連携による利用者の安全確保に向けた取組みに支援を行います。

また、障害福祉サービス事業所等及び障害児通所支援等を提供する事業所が発災時には福祉避難所として地域の安全提供の拠点となることも踏まえた上で、感染症対策とともに防災対策を考えていきます。

なお、障害児者が避難する場合及び避難所運営においては障害特性に応じた合理的配慮が必要となることから、適切な対策が講じられるよう市町村や関係機関とも連携していきます。

障害者など要配慮者は大規模災害の被害を受けやすいことから、実践的な防災訓練の実施等、市町村とも連携しながら、実効性のある防災対策を推進します。また、緊急時には災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）や災害派遣福祉チーム（DWAT）、その他関係機関の緊密な連携のもと、適切な対応がなされるよう体制の整備に努めます。

(2) 感染症対策に向けた取組み

コロナ禍の教訓も踏まえ、障害福祉サービス事業所等及び障害児通所支援等を提供する事業所における感染症対策が実効性のあるものとなるよう、教育教材や指導監査等の機会を活用して啓発を進めていきます。また、福祉人材を育成するための各種研修をオンラインで実施するなど、研修方法の見直しにも努めます。

感染症拡大を防ぐための対策を十分に講じてなお、万が一、入所施設等で感染症によるクラスターが発生した場合には、これまで施設消毒や清掃、職員派遣にかかる費用などのかかり増し経費に対する支援をしてきたほか、令和2年12月に構築した他の施設等からの応援職員派遣体制を状況に応じて活用し、感染拡大の防止を図ります。

(3) 障害福祉サービス事業所等における業務継続計画（BCP）作成について

令和6年度からは、災害や感染症が発生した場合であっても必要な障害福祉サービスが継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続計画の策定及び計画に基づく研修及び訓練の実施が義務付けられます。これまでも事業継続計画等の作成を

支援してきましたが、今後は指導監査の機会などを活用し、県内事業所の体制整備を推進します。

VIII 計画の達成状況の点検及び評価

県の関係部局や各市町村、富山労働局をはじめ関係機関・団体等との連携・協力体制を整え総合的な施策推進に取り組めます。

また、成果目標及び活動指標の達成状況については年1回、活動指標については年2回実績を把握し、計画の中間評価として分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更、事業の見直し等の措置を検討します。また、その際には県障害者施策推進協議会に報告し、点検、評価を受けるとともに、その内容について、ホームページ等への掲載による情報提供に努めます。

IX 障害保健福祉圏域別の数値目標等

集計中